

平成26年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成26年9月18日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第45号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第46号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第47号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第48号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 第49号議案 幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第50号議案 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第51号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 第52号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第54号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第57号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成25年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成25年度幸田町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽 弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
教 育 長	小野伸之君	企 画 部 長	大竹広行君
総 務 部 長	小野浩史君	住民こども部長	桐戸博康君
健康福祉部長	鈴木 司君	環境経済部長	清水 宏君
建 設 部 長	近藤 学君	教 育 部 長	春日井輝彦君
消 防 長	山本正義君	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	壁谷弘志君
会計管理者兼 出 納 室 長	牧野洋司君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成25年度決算に係る主要な施策の成果の説明書におきまして、2カ所誤りがございました。内容は正誤表にて記載をさせていただきましたが、後期高齢者医療特別会計

におきます事業費及び財源内訳中の数値の誤りであります。内容精査が至らなかったことにつきまして、おわび申し上げ訂正をお願い申し上げたいと思います。

大変申しわけございませんでした。

また、質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

- 議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者13名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 池田久男君、8番、酒向弘康君の御両名を指名します。

日程第2

- 議長（大嶽 弘君） 日程第2、第45号議案から認定議案第9号までの23件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第45号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

- 13番（丸山千代子君） 今度の保育の新制度におきましては、国が税と社会保障の一体改革を進めていくために、子ども・子育て支援新制度ということで進めるわけであります。しかしながら、この新制度の保育におきましては、消費税が10%になった時点でこの財源を充てるという、そういう中で進められてきたものでありますが、しかしながら、国のほうではこの新制度への移行をまだ10%にもなっていない来年の4月から進めようとするわけであります。この新制度に移行をいたしますと、介護保険の制度と同じように認定を受けることとなります。保育の必要量の認定申請を進めなければならない、これにつきまして、住民への周知と保護者への対応について、今現在どのようになっているかお尋ねするものであります。

- 議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

- 住民こども部長（桐戸博康君） 住民への周知ということでございます。周知に絡めて過日の議案説明会において、平成27年4月から新制度がスタートする予定であり、認定

手続がふえるものの現状とほぼ変わらないという説明をさせていただきました。今、議員のほうから言われたとおり消費税10%を見込んでの新制度ということでございますけども、この45から47号議案の3本の条例につきましては、子ども・子育て関連三法の施行の日という施行日が設定してございます。この法の施行日というのは、先ほど言われたとおり27年10月1日に10%への引き上げを予定してございます。その10月1日の年の翌年4月1日までに政令で施行期日を定めるという法律で附則でうたわれてございます。したがって、国としては10%の財源をもとに子育て支援対策を行うという前提ではございます。今現在、その施行日というのは示されてございません。来月10月には、各市町村で保育所なり幼稚園の入所の受け付けが始まります。その時点において、まだ施行日が示されていないということでもあります。我々担当としては、4月からスタートする予定という表現をしてございます。それで、現状と変わらないという部分でございますけども、この条例で出てきます特定教育保育施設というのは、幼稚園と保育園、本町にはございませんけども認定こども園というのが対象の施設となります。その中の幼稚園につきましては、本町3園ございますけども、岡崎の私立幼稚園の協議会の団体の中で制度の概要がはっきりしないという理由から、27年度の制度への移行は見合わせをするということでございます。したがって、現状どおり私学助成をもって運営をしていくという状況でございます。したがって、現在、私立幼稚園、あけぼの幼稚園、たつみ幼稚園に行っている保護者の方については、本年度と全く変わりはございません。同様に私学助成ということでもありますので、認定の必要もございません。幼稚園の子に対しては認定はいたしません。したがって、公立の保育所については、この制度に移行しないということではできませんので、公立保育所については制度にのっかってまいります。しかしながら、対象の施設になりながら給付額は発生いたしません。全て公費負担という考えから給付費は発生いたしません。したがって、その認定の申請手続がプラスアルファとなり、ほか公立保育園についても変わりはございません。例えば、28年度以降、幼稚園が新制度へ移行したとしても、公立保育園に入園する保護者の方については、認定手続以外はほぼ変わらないという認識でおっていただければ結構かと思えます。

そういったことから、住民への周知ということでございます。8月1日の広報で入園のお知らせということで載せてございます。その中に27年4月から新制度がスタートする予定です。その関係上、変更する可能性がありますので御承知おきくださいという程度の周知にとどめております。それから、9月の広報においても、私立幼稚園の応募の記事を広報こうたで掲載させていただいております。その中でも、新制度の関係上変更する可能性がありますという表記をしてございます。幼稚園については27年度は変更はないわけでございますけども、とりあえず住民への周知というのは、この新制度というのは非常に複雑でございます。我々担当としても混乱を招くような制度でございますけども、この全容を住民にお知らせしたとすると、まず、保護者の方の混乱を招くというのは必置だと思います。そういったことを鑑み、私立幼稚園が制度にのっかるという意思表示をした場合には、その制度の全容はお知らせする必要があると思えますけども、少なくとも27年度については混乱を招かない程度に必要な最小限の周知に努

めてまいりたいと思います。

それともう1点、済みません。この入所申し込みの案内は、既に保護者の方に今渡ってございます。その中に、通知文でその支給認定申請書について制度上必要ですので、入所申し込みとダブる項目はございますけども御協力をお願いしますということで、公立保育所の入所の保護者に対しては周知を行ってございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この新制度におきましては、非常に複雑、難解というところでありまして、今、部長が言われましたように担当としても混乱をしている、これが実態であります。しかしながら、国のほうではこうした現場が混乱をしているにもかかわらず強引に進めようとしているのが新制度であります。そういう中で、やはりこのやり方は問題があると私ども日本共産党では国におきましても反対をしているところでもあります。しかしながら、9月の議会の条例提案ということになったわけではありますが、その認定申請、これにつきましては今回は変わらないよということ、認定申請をしなければならないということで町のほうではその仕事もふえるわけであります。

そこで、周知等につきましては混乱を招かない程度にとどめたいということではありますが、それでしたら、例えば新制度が実際にスタートする、そのときになったら保護者はどうなるのか。その点について、予測されることについてお伺いをしたいということでもあります。

次に、保育料についてであります。

保育料につきましては、国のほうから公定価格が示されております。これも定めなくてはならないわけではありますが、幸田町は今、国の保育単価基準から7割ぐらいの単価を設定をしながら住民負担の軽減をしているところではありますが、この新制度になれば、この保育単価、公定価格が示されているわけでもありますのでどう変わってくるのか。この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育料の関係でございます。

保育料については、ことし5月に国のほうから徴収基準の案として示されてございます。それは今現在の基準表8階層と同じでございます。それから、その基準額についても同額ということでもあります。どこが違うかということ、階層の区分の判定において4階層以上、現在は所得税で判定していたものを住民税の所得割額に変わります。本町の場合、第3階層と第4階層を2分いたしまして10階層の保育料を設定してございます。現在、今担当のほうでできるだけ現在の保育料はそのまま移行したい考えでございます。その区分分けにおいて、保護者の方にできるだけ影響の少ないように今検討している段階でございます。

それと保育料については、私立幼稚園の保育料も設定することになります。現在の幼稚園の保育料というのは一律に徴収をしているかと思えます。就園奨励費において補助をして、階層ごとに最終的な実質の負担額を調整しているという状況であります。今回の私立幼稚園の保育料の基準表については、就園奨励費の階層7万7,100円と21

万1,200円の所得割額で区分をして4階層でやっております。この料金表の案としても保護者世帯、それから非課税世帯、それから7万7,100円以下、それから21万1,200円以下、21万1,200円を超える、この5段階で設定をする予定でございます。その保育料につきましては、就園奨励費の補助額を控除した後の実質負担額ベース、これで保育料を設定いたします。国としては、市立幼稚園の年間の保育料30万8,400円で月2万5,700円になりますけども、それを基準に案をつくってございます。とりあえず27年度からは私立幼稚園は制度には移行しませんけども、幸田町の例規上はその市立幼稚園の保育料の基準表は設定する必要はございますのでそれは設定してまいりますけども、例えば、幸田町の子どもが岡崎の幼稚園へ行った場合には、幸田町の保育料を徴収をして、幸田町から岡崎の幼稚園に給付費が支払われます。したがって、同じ子どもであっても岡崎と幸田で保育料の差が出ますと、そこで額が違うという不均衡が出てまいります。市立幼稚園の保育料につきましては、ある程度近隣の状況を鑑みて検討をしていく必要があるのかなというふうに今時点では思っております。保育料については、そのような状態で私立幼稚園の部分と保育所の部分。

それと、もう1つ、答弁が長くなりますけども、国としてはそういった基準表は私立を前提に考慮してございます。公立の保育園なり認定こども園というのは全て公費負担ということでありますので、公定価格も基準表も公立に対しては示さないということでございますので、あくまでも保育料の基準表は、公立ないし認定こども園とか小規模の保育所、そういったものはその基準表1本で仕様はしていきますけども、そういった公定価格という公定価格、徴収基準額、そういった比較は公立には評議上はしないという国の考えでございますので申し添えたいと思います。

以上、保育料についてはそのような関係でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろと説明をしていただいたわけではありますが、聞いていてもさっぱり要領が得ない、わからないというのがこの制度の実態であります。

そこで、新制度に移行をしたら実際の幸田町の子どもたちの保育料というのはどのように変わるのか。例えば、現在の保育料よりも上がるのか、下がるのか、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。これは公立保育園、並びに幸田町におきましては市立幼稚園、この子どもたちの保育料です。その点についてはどう変化していくのかお答えいただきたいというふうに思います。

それと、文教福祉委員会までで結構でございます。現在の保育料が制度改正になったらどのように移行するのか、その案を具体的に説明したものを示していただきたい、資料として提出いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保護者の負担額の問い合わせでございます。負担額については、国の示した基準徴収額を限度に、現状の保育料より保護者の負担が大きくなるように設定をなさいたいということでございます。したがって、今の検討段階では現状の保育料をそのままスライドするという予定でございます。

それから、私立幼稚園の保育料については、町としてもその状況等はまだしっかり把

握はしてございませんので、近隣の市まちの担当と十分調整をしながら、その設定をしてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町としましては、保育園におきましては公立の保育園、幼稚園におきましては私立の幼稚園というふうにご利用があるわけですが、そういう中で、これは自治体によって保育運営費が変わるわけでありまして、保育料の設定も変わってくるわけでありまして。先ほど説明があったように、岡崎市の幼稚園に行けば岡崎市の設定になるわけでありまして、そうした点で幸田町の負担というものについては、この新制度はどのようになるのか。その点についてお伺いをいたします。新制度になれば町の負担がふえるのか。それとも国が示す消費税10%の財源を子育て制度に使うよということであるならば、当然これが手当されるというふうに思うわけですが、しかし実態はどうなのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

次に、この特定教育保育施設、また、特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで条例を制定をするわけでありまして、その中で幸田町が実施をしている私的契約児、これについても特別利用保育ということで条例化をされるわけでありまして、この特別利用保育についてお伺いをしたいというふうに思います。利用の形態、あるいは保育料、そういう点についてはどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 岡崎の幼稚園に幸田町の子どもが入った場合の幸田の負担ということでございます。

給付費というのは、公定価格から市町村で定めた保育料を控除した額が給付費という考え方でございます。したがって、例えば幸田が保育料を低く抑えた場合には、その給付費がふえるということでありまして、幸田の給付費が増大する。逆に保護者の負担が高ければ給付費は少ないということでございますけれども、その給付費の財源は国が2分の1、それから県が4分の1、町が4分の1という財源内訳になるわけでございます。ただ、その給付費の基準と申しますか、ただ町が保育料を安くして給付費を膨らます。その膨らんだ給付費に対して国が2分の1負担をしていただけるかということ、そういうわけには恐らくいかないと思います。ある程度の基準額というものがある、それに基づいて国、県の負担、それとその差額分を町が負担、4分の1以上になるとは思いますけれども、そういう形で負担をして岡崎の幼稚園に給付をする形になるかと思っております。

それから、2点目の私的契約児の関係でございます。

特別利用保育という名前になるわけでございます。認定の関係でいきますと、保育の必要性がないという判断をいたしますので1号認定は出されません。1号認定を受けながら2号の保育所で受け入れをするということになります。ただ、それは現状の私的契約と同じように利用定員の範囲内という条件つきでございます。そういった面からすれば、現状の指摘契約児と同じ扱いでございます。

もう1つは、特別利用教育という、保育に対して教育という言葉も新しくあります。これについては2号認定を受けたお子さんが友達の関係だとか、学校教育を子どもにし

たいという意向から幼稚園に行くという場合がございます。そういった場合も2号認定の子どもさんを幼稚園で預かることができる。それもあくまでも利用定員の範囲内という扱いになります。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この新制度になりますと、町の負担というものは、私立の幼稚園が新制度に移行した場合は4分の1負担をしなければならないということで負担がふえる。このことは一般質問の中でも明らかないところでありました。しかしながら、まだ不透明な部分というものがある。この不透明な部分で実際のところ幸田町の負担はふえるというのが実態であるわけですので、そうした点で幸田町の保育料がどうなるかが、これは一つの目安となるわけでありました。その点について、幸田町の保育料については、これは特別利用保育についても同じ基準が適用をされるのか、その点についてもお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 負担については、新たに幼稚園が新制度に移行すれば発生いたします。

それから、特別利用保育については、今現在私的契約児は実施時と同じ保育料でございます。基本的には、この基準を理由として運営を後退させてはならないという規定がございます。そういった部分からすれば、現状に実施時と同じように同額で運営をしていく予定でございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 特別利用保育についても実施現在と変わらない基準で行うよう、後退はさせないということでありました。

そこで、最初に質問をいたしました住民への周知、保護者への対応でございますけれども、部長は、現在は混乱を招かない程度にとどめたいということの実態を明らかにしていない部分がございます。これが実際、保護者へこの実態が明らかになるにつれて混乱が生じてくるというふうに思うわけでありました。また、保護者も不安になってくる。こういう点で、この新制度の周知徹底はどれぐらいまでに行っていくおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 冒頭で保護者の混乱を招かない程度に、必要にして最小限という表現をさせていただきました。制度の保護者への周知は、少なくとも27年度内にはある程度1年経過した時点でその制度の状況というものもわかってまいりますので、直接保護者に影響の出る部分、そういった部分を特に強調して周知はしていきたいと思っております。ただ、27年度スタートに当たっては、この全容を周知するのは避けたいという考えでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと、済みません。1点漏れておりました。

委員会までという御要求がありました。それについては用意をしたいと思っております。

ますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この子育て支援制度、いかに厚労省がどたばたで制度の導入を急いだか、こういうことが問題にされておるわけですが、既に幸田町はこの9月議会ということですが、少なくないという言い方はいかんですが、そこそこの自治体で6月で条例を制定したところもございませう。その制定の過程の中で、厚労省がどたばたでやったことをそのままコピーをして条例化をした。そういう経過の中で今わかっているだけでも8カ所、厚労省の政令に誤りがある。厚労省自身もその誤りを訂正をした。いわゆる親亀こけたら皆こけたという形で、6月にぱたぱたとやったところの自治体は、みんなこの訂正に合わせた形の中で条例を改めるといふような動きが出てきておるわけですが、そういう中でつくられて今いろんな観点から指摘をされました。

そういう中で、自治体がそれぞれの裁量としてこの制度を生かしながら住民の負担の軽減、そして保育の質の向上、こういうものを取り組むことができるような規定もございませう。それは、議案書でいきますと17ページになります。17ページというのは第13条、これは16ページの後半部分にあるわけですが、利用者負担額の受領という形で13条が制定をされて、その中の4項から括弧でそれぞれ5項目が述べられております。この中の規定でいきますと、言ってみれば自治体の裁量として必ずしもこの金額を保護者に負担させなきゃいかんという規定では、いわゆる義務規定、強制規定ではないということが読み取れるわけですが、そういう規定に対して、幸田町がどういふふう柔軟にこの条例を生かしながら役立てていくかというところの知恵の出し方だといふふう思うわけですが、そうした点で、あなた方自身この条例の制定に向けて、この13条の規定を含めてどう対応されていかれるのか、その考え方、基本をまずお聞きしたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 最初に、議会の条例の関係を話されました。確かに6月で8カ所で、大半が9月で上程をしております。これは認定の関係上遅くとも9月までにといふ判断において9月に上程しているかと思ひます。

2つ目の13条の関係でございませう。

これについては、地域子ども・子育て支援事業、これは一つの新制度の中の目玉の一つでございませう。子ども・子育て支援法59条に、1号から13号まで13のメニューが規定してございませう。その中の1つに、実費徴収にかかる補足給付による事業というメニューがございませう。これは、現在の小中学校における就学援助的な事業かと思ひます。こういったものをうまく活用をして、この事業については国、県、市町村、3分の1ずつを負担という、国、県から3分の2の財源がまいります。そういった国の負担もうまく利用しながら、そういった事業を活用して低額所得者に対してそういった日用品だとか文具等の補助を行っていったらなといふふう思ひしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 思ひしておりますといふことですが、先ほどの答弁もありましたよう

に27年度中は様子見と。28年度から実質的な運用をしていくということですが、要は、今あなたの言われるようにそういう規定があるようですという認識のもとで、この法をどういうふうに生かしていくのかと。この法が、条例、法も含めてですが、この条例が制定されたというその背景は、先ほども申し上げたように自治体の裁量権というのがあるわけです。その裁量権をどうするのかと。言えば費用負担の関係もずーとということがあるわけですが、この関係も含めて(1)から(5)までの関係は、それぞれの自治体の裁量がありますよ。この基本的な考え方は新制度によって格差を持ち込まないと、こういうものが私は基本の中にきちっと座ってないと、あれもあります、これもあります、しかし、どうしましょうかという形の中でアブ蜂取らずという形では非常にまらずいわけなので、私は法は生かして使うという点からいけば、この規定をどういうふうに関後具体的にしていくか、あるよということだけの認識の答弁では私はまずい。これをどう今後生かしていくのかということでもあります。

○議長(大嶽 弘君) 住民こども部長。

○住民こども部長(桐戸博康君) 今、地域子ども・子育て支援事業の関係で補足給付による事業ということで説明をさせていただきました。

これは、今の議員のお話の中にあるように、この事業の内容については現在まだはっきりしてございません。担当のほうにも届いておりません。国のほうでそういった詳細について今検討中ということでもあります。そういった意味から拙速に事が進んでいるなという、担当としても思っているわけでございますけども、そういった今現在検討してございます詳細について、それをしっかり見きわめ格差のないように、それは町として対応はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 要は、こういう形の中で新しい制度がつくられて、十分行政の側も熟知しない。また、あなたも言われるように住民に周知したら混乱が起きる。それはそうだと思うんです。私でもぼっと見て、これだけのきょうも資料もいろいろ出て・・・これをどうやって具体的にそしゃくして自分のものにするかというのは、大変な労力と時間の経過が要るだろう。時間の経過がいくうちに子どもが卒園しちゃって、保育園から小学校に入って、もう関係ないわということになってくるわけです。だから、そうしたときに自治体としてどういう構えでこの制度を生かしていくかという点からいくと、基本的には今あなたの言われたように格差を持ち込まないこと。そして、今回の規定の中で新たにいろんな要件はございますけれども、一定の基準を見出せば公費の支出ができる、そういう道も開かれておるわけ。そういうものをうまく活用して、私はこの問題をわかりやすく住民の中に入れていく。そういう点でいけば1年時間的余裕もあるということですので、私はまず幸田町としてどうするのか。それと合わせて周辺がどういう取り組みをしてくるか、こういうことも十分しんしゃくをしながら制度をうまく生かしていただきたいというふうに思います。

次に、13条の第3項、並びに43条の第3項、この規定はいずれもオプション規定ということですが、13条の3項というのは、食事の提供に要する費用というのがそうですよね。それと合わせて43条の関係でいきますと、日用品や特定保育にかかる行事

に参加する費用、あるいは特定に提供される便宜に要する費用と前後に基づくものという形で、どんな場合でも逃げ道になる用意はしてあるなというふうに思うわけですが、この内容の規定はみんなオプションですよ。オプション規定だということになりますと、これはやってもやらんでもいいよという形にもなり兼ねん。後ほど、次の46号でちょっとふれる予定でありますけれども、結局、オプション規定という形で何か見るとうまくやれそうだとということと、もう一つは、オプションという形で今までやってこなかったことを今度はこの制度の導入を合わせて質的に変化させていく、それは悪いほうにという言い方が適切かどうかは知りませんが、制度的には後退をさせていく、こういう内容もオプションと。オプションという形の中でやられてきたときに、それは住民の中にわかりやすく説明せよというのは非常に至難であろうと。そういう中で、あとは行政の裁量判断で事が進んでいく。参酌という言葉もありますよね。参酌と何だといったら、具体的にいけば胸先三寸ですよと、自分のいいようにやってくださいよという形の参酌という意味合いは胸先三寸で運用しても、これはもう参酌だという言葉の範疇でおさめられていくという点は非常に危険性はあるけれども、またうまくこれを使っていけば、国の基準を上回って保護者の負担を軽減をする、保育の内容を充実する、それも参酌なんです。胸先三寸でこういう運用をしとる。国が言ってきたって国自身が参酌でやってくださいよと言っとるから、そうした点でいけば、私はこの13条と43条の関係はうまくやらないと利用者負担が伴ってくるということと、もう一つは制度的に大きな欠陥の自治体の側から穴をあけていくと、こういう問題もあるというふうに思うわけで。要は、私がお聞きしたいのは、こういうオプション規定をどういう形で運用されて保護者の負担と保育の質の向上を図っていくのかと、こういうことであります。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、議員がオプションという表現をされました。通常の保育プラスアルファ、質の向上のために行うという意味合いからすればオプション保育という表現もできるのかなと思います。

この規定については、我々担当もイメージがわからないわけですが、国で言う上乗せ徴収ということでございます。この上乗せ徴収というのは、公立は国としては対象としていません、考えとして。私立幼稚園、私立の施設を対象とした考えであるようです。それがはっきりしませんので、その上乗せ徴収という部分において基本的には条件がありまして、そういったサービスの向上、保育の質の向上をする必要がある対価に対して、実際の保育費用と国で示す保育費用の基準額、公定価格になるわけですが、その差額の範囲内で上乗せ徴収ができるということでございます。それは各事業所の判断に委ねるということでありますので、その差額分について事業者が全て保護者に求めるのか、その一部を保護者に求めるのか、それは事業者の判断ということでもありますけれども、その質の向上としては、例えば、幼稚園でいけば原則一クラス35名編成、それを例えば30名編成にして幼稚園教諭をふやす、そういった費用に対して若干保護者の方から負担をいただく、そういった上乗せ徴収という考えをしております。と申しますのは、私立幼稚園の保育料は町で規定をいたしますので、各団体、各事業者の判断によってプラスアルファで保育料を取ってもいいですよという規定というふうに判断しておりますの

で、そういう御理解でお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 45号議案は、現在の公立の保育園や私立の幼稚園、あるいは幸田町にはありませんけれども認定こども園、この運営の条例化でありますけれども、この次の今回の46号議案、これにおきましては新しく認定外の施設を新制度へと移行させるものであります。いわゆる国は待機児童の解消と、こういう点で認可外施設を新制度に加えて、そして3歳未満児保育を充実をさせるという名目で進める、この内容でありますけれども、その保育基準、これについては大きく変わるわけであります。家庭的保育事業、それから小規模保育事業、そして居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業と、この4つに分類をされるものでありまして、また、同時に条例で定めるものによりますと、保育士の配置基準等も定めてくるわけであります。また、施設の基準もこれによって定めてくるというものであります。そこでお聞きをしたいわけでもありますけれども、現在、幸田町では認定外保育園がございますけれども、この制度に乗るのはどれぐらい対象施設、これについてお答えいただきたいというふうに思います。

それから、国基準が示されているわけでもありますけれども、先ほど申しましたように保育基準というのが大きく異なる、それを町独自で改善、あるいは上乘せをした点はあるかということがございますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 町内の家庭的保育事業者の対象はということでございます。

幸田町には、認可外ももの木保育園、それからリトルラビット、たっちっちハウスといった認可外保育所がございます。

その中で、まず1点目のももの木保育園については定員が20名以上、非常に多くのお子さんを預かっております。そういった関係上、地域型保育事業ではなじまないということでもあります。ももの木保育園が施設へ移行するには、私立保育園として認可をとっていただいた上で制度への移行という格好になると思います。

それから、たっちっちハウスについては、自動車関連企業の託児所的なものでございますけれども、この保育所については事業所内保育所という分類になるわけですが、事業所内保育所については地域子どもたちを預かる枠、地域枠を設けなければならないということでもあります。たっちっちハウスについては、方向性としてはそういった地域枠を設ける考えはないという今意思表示がございますので、この新制度の対象外となります。

もう1つのリトルラビットについては、現在も地域枠と申しますが、従業員以外のお子さんも預かって保育をしております。そういった部分にいけば事業所内保育所の対象施設にはなっておりますけれども、当事業所からの意思表示というのは今現在ございませ

ん。

それから、基準で国の示した基準を超えた部分はあるかということでございますけれども、基本的には国の示した基準を移行してございますけれども、事業所内保育所について、その中で保育所型事業所内保育と小規模型事業所内保育、この2つの区分、これは定員によって20人以上と19人以下というふうに分かれるわけですが、20人以上の保育所型事業所内保育所の乳児室の一人当たりの面積1.65、畳1枚分ですが、1.65という国の基準がございます。この保育所型ということで、条件的基準が保育所と同じ基準でございます。公立保育所においては、乳児室は1.65から県の指導によりまして一人3.3、2畳分、1坪分の確保をなさいますということで運用しております。それに従いまして、その保育所型事業所内保育の乳児室の一人当たりの面積1.65から3.3ということで若干基準を厳しくして規定をしております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この家庭的保育事業の設備でありますけれども、非常にこの基準が曖昧と言いますか、要するに、ゼロ歳から3歳未満児の子どもの保育をするには施設としてふさわしくない施設もあるわけです。そういった点から、例えば、マンションの一室等で保育をし、劣悪な保育環境の中で子育てされる乳児もいるわけです、都会におきましてはです。しかしながら、幸田町におきましてはこの基準をやはり町としてきちんと定めながら、そして保育環境の整備充実、この立場に立つべきである。

そうした点から、次には保育士の配置基準であります。国の保育基準の中では、例えば、小規模保育事業におきましては全員保育士、あるいは保育士の割合が2分の1以上、それから、C型では市町村の研修を終了した家庭的保育者、無資格者も可だよと、こういうふうにならなっているわけでありまして、やはりこれは幸田町としても幸田町の子どもがよりよい保育環境の中で育つ、そのためにも安心して預けることができるようにしていくためにも、全員保育士資格者というふうな基準を設けるべきではなからうかというふうにするわけでありまして、その点についてはどのようにお考えか、その意思があるかないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 議員が最初に言われたとおり、マンションの一室を利用してとか、そういったものも国は認めていきたいと思いますという方向であります。それは確かに都市部における待機児童の解消という部分で、国、県、バックアップをしながらそういった受け皿をふやしていきたいと思いますという考えのもとであるかと思っております。

それで、保育士の質問がございました。確かに地域型保育事業においては、全て保育士ということではございません。家庭的保育者とか保育従事者という表現の職員を置かなければならないということでもあります。町の基準としては、国の示した基準で規定をさせていただきました。議員の言われるとおり全て保育士で保育をする、保護者の方にとってもそれは一番の安心かと思っております。ただ、そういった未満児の受け入れ態勢の人員の量的側面を考慮いたしますと、国の基準に沿って規定をしていくことも担当としてはやむを得ないのかなという考えでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 例えば、ほかの6月議会で条例化をした自治体の中でも国の基準を上乗せ、あるいは改善をした、そういうところもあるわけでありまして。当然、町としてもそのような状況もつかんでおられるわけでございますけれども、しかしながら、この保育士要件、こうした点におきましては、市町村の研修を修了した者で対応していくというのはいかがなものかというふうに思うわけでありまして。やはりきちんとした資格を取って、そしてその専門教育を受けた方が保育をしてくれる、そういう点で安心感もあるというふうに思うわけでありまして。先ごろ問題になりました無資格者が子どもを虐待してしまうという、こういうような問題が至るところで起こっているわけでありまして。あるいは、基準を守らないで子どもが死亡してきた事例、こういうものもあります。そうした不幸な事故を改善をしていく、そのような事故が起きないためにも、やはり保育の専門性というのは必要であるというふうに思うわけでありまして。そうした点で、やはりこの家庭的保育事業の中でも町としてはきちんと厳しい基準で臨むべきではなかろうかと思っております。未満児の受け入れであっても、これは3歳以上児の受け入れと同じ保育士資格というのを要件に入れなければならないというふうに私は思います。そうした点で、再度その改善の余地はないのかとお尋ねしたいと思っております。

次に、食事についてお尋ねしたいと思っております。

議案書の35ページに食事の提供というのがありまして、その特例というものも出ております。とりわけ3歳未満児、あるいは乳幼児におきましては、アレルギーやアトピーの子どもたちがふえている中で、アナフィラキシー症候群などの重大事故も起こっているわけでありまして。そうした点で外部委託搬入、これはそうしたアレルギー対応食、子どもの状況に合わせた食事提供というものができないものもあるわけでありまして。そうした点におきまして、やはり自園調理、これを基本とすべきではないかと思うわけでありまして、その点について伺いたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育士の関係でございます。規定は国の基準どおりで規定をさせていただきました。確かに、全て保育士というのが理想な格好ではございます。しかしながら、人的確保する部分ではそういった制限を厳しくすると非常に難しい状況が発生してくるというのが想像されます。この地域型保育事業の認可については市町村に権限がおりております。そういった部分で確認をする上で、しっかり事業者はその点の指導、監督はしてまいりたいと思っております。極力保育士の有資格者の保育士を準備できないかといったような部分で保育士の養成は指導の中でしてまいりたいと思っておりますけれども、どうしても人員確保上やむを得ない場合には、規定どおりの家庭的保育者とか保育従事者で対応というのもしやむを得ないのかなと思っておりますが、そういった児童虐待とかいろいろ問題も発生しております。そういった部分で十分市町村の指導、監督は行ってまいりたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

それから、食事の外部搬入の関係でございます。15条で基本は自園調理でございます。16条で特例として外部搬入をできるという、できる規定をしておるわけでありまして。その搬入においても16条の第1項1号から5号の条件つきということでありまして。

しかも、その搬入先というのは民間事業者ではだめですよということでもあります。新しい新制度で連携施設という言葉が出てまいりますが、連携施設というのは幼稚園なり保育所、要は未満児を卒園して以上児になるときの受け皿として連携施設を確保しなければならないというふうになっております。そういった連携施設からの搬入、または社会福祉、その事業者の同系列の法人だとか医療機関、そういった施設からの搬入。もう1つは、学校給食といったそういったアトピーだとかアレルギー、そういった考慮できる施設からの搬入でないと外部搬入はできませんというふうにございますので、その点については十分そういったお子さんのアレルギーだとか、そういった部分の考慮は図れるのかなという認識でおります。基本は自園調理でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 規定は国の基準どおりだよということでもあります。そうした人的確保が難しい場合は、指導、監督で質の確保をしていくということでもあります。しかしながら、市町村の研修を修了した者というふうになっているわけでありまして、市町村の研修とはどのようなものを指すのか。また、その市町村の研修によって保育士と同等のような質の確保が提供できるのかということもござりますが、その点については、これも時間的規定も定められているわけでありまして、そういうので幸田町としてそうした研修が行えるのか、その点についてもお尋ねしたいと思っております。

次に、調理の外部搬入でございませけれども、食事の提供の特例によりましては調理員の配置というのは必置規制ではないわけでありまして。先ほど申しましたように、やはり小さい子どもほどいろんなアレルギー、アトピーなどの問題も抱えております。そうした問題で、本当に子どもの状況に合わせた食事提供ができるかということもござりますが、外部からのそういうものについて幸田町としては連携施設と言われましたけれども、どのようなところを想定してそのように基準を認めたのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 1点目の研修の関係であります。

まず、町が行う研修ということもございませけれども、基礎研修といたしましては、これは国が示したものでございませけれども、講習が21時間、それから、実習として2日以上という条件がございませ。それから、認定研修、実際にそういった家庭的保育者とか保育事業者として認定するには、講習を40時間、それから、プラス保育実習を48時間と、これは保育実習1と2とあるようではございませけれども、1については48時間、それから、保育実習2については二十日間、そういった研修を受けた者が家庭的保育者なり保育従事者ということもであります。それで家庭的保育者の位置づけとしては、保育士以上の知識、経験を有する者ということもでありますので、資格がないもののそういった知識、経験については保育士と同等のものということもでありますので、御理解をお願いしたいと思っております。

それから、食事の関係の連携施設はどういう施設を想定しているかということもございませけれども、本町には幼稚園3園と8園の保育所もございませ。基本的には連携施設には、その幼稚園なり公立の保育所が連携施設ということもでありますので、そこから搬入

した場合には十分そういったアレルギーに対しての配慮はなされるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の研修を修了した家庭的保育者は、町の保育士以上の知識を有する者になるよということに受けとめられるわけでありますよね。しかしながら、現在の保育士の養成というのはどのようになっているのか。基礎的実習で間に合うのかというふうに思うわけでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

次に、連携施設ということ言えば、幸田町の保育園の調理室、あるいは幼稚園の調理室からとると、要するに、受け皿となる施設からとりなさいよということになっているわけでありますので、その施設になるということでありますが、それでお聞きするわけでありますけれども、幸田町の調理はアトピーやアレルギー対応食になっているかといったらそうじゃないわけですよ。そうじゃなくて持っていつている、きちっとやっているわけではない、そういうところからとって、果たして調理も必置義務じゃないわけでありますので対応できるのかということであります。それと連携施設の負担というものがふえてしまう、搬入しなければならないわけですから。その辺の今度は私立の幼稚園や幸田町の保育園の体制が連携施設としての機能を兼ね備えていけるのかどうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育士の養成はという問い合わせでございます。

その点については、済みません。勉強不足で今手元にございませんで、委員会のほうでもしお答えできるのであればお答えしたいと思います。

それから、外部搬入の保育所なり私立幼稚園、幼稚園については承知しておりませんが、保育所についてはそういったアレルギー食の配慮はしておりますので、そういった部分、お子様のそういったアレルギー体質を考慮して、そういった外部搬入する場合でも家庭的事業者のほうからそういった情報をいただきながらそれは対応してまいりたいと思っております。

それから、確かにそういった外部搬入をすることによって保育所の業務がふえるということがございます。それは制度上連携施設として協力をしなければならないという規定がございますので、それはそれで制度上対応していかなければやむを得ないのかなという認識でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれにしましても、3歳未満児保育の保育基準がやはり劣悪な環境で保育してはならないという、この姿勢に立っていくべきだというふうに思うわけであります。そういう点におきまして、まだこの条例が見切り発車ということもございまして。やはり幸田町の保育環境がよくなる、こうした点で改善点もまだあるわけでありますので、随時やはり見直していくべきだというふうに思います。やはりこうした家庭的保育におきましても、有資格者であるべきだという町の姿勢も示していくべきではなからうかというふうに思います。これもまた委員会で質問してまいりたいというふうに

思いますので、お答えは結構でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この16条の規定は、食事の提供の特例と、いわゆる基準はあるけれども基準とは別に特例を設けるよ、特例というのは大概尻抜けをさせてるわけですよ。尻抜け基準があつて、その基準を尻抜けさせてくために特例を設けて質の低下を凶っていくというのが基本的な特例の考え方、見方だというふうに思うわけ。この16条の規定は、家庭的保育事業者等という形で、その対象をどういうふうに絞っているのかという点からいけば、基本的な考え方は3歳未満。3歳未満児の保育をするに当たって、特例で外部搬入の給食提供を認めるよということですが、特例を認めなかった場合、基本的に3歳未満児の食事の提供のあり方はどういう内容なのか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 特例を認めなかったらということでございますけども、それは裏を返せば15条に規定する自園調理ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 裏を返せばということは、設置者が基本的にその関係を全部面倒を見なきゃいかんよということなんですよ。ただ、家庭的保育だという形で特例を設けたときに、なぜ3歳未満児の方でやればそれが通るのかと。特例を設けたら通るんじゃないくて、なぜ特例を設けなきゃならんのか、こういう規定があるわけ。なぜそうなのか、これを設けた背景とは何なのかということをやっていかないと、保育の質というのはどんどんどんどん低下をさせるわけですが、そうした点でのあなたの考え方、あるいはこういう条例制定の基本的な考え方は説明をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 16条の規定、3歳未満児ということであります。この規定については、保育所の3歳以上児についても外部搬入の特例ということで規定がしてございます。保育所については3歳以上児ということでございますけども、それと同じ規定の仕方が未満児で規定をしてございます。この特例規定については、先ほど来話があったように待機児童の解消という部分で、その受け皿の拡大という部分で特例を設けたものと理解しております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、待機児童解消するためには質の低下を来してもしょうがな

いんだと、こういうことでいいですよ。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 質の低下はまかりならんとは思っております。それについては市町村の指導、監督という義務が課せられておりますので、しっかり指導はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まかりならんよという形の中であなたは言われるけれども、この条例の中でいけば、16条で「搬入の施設は次の各号に掲げる施設とする」という形になっております。こういう規定を設けなければならないということの問題点がどこにあるのか。つまり特例とは、あっちもあかん、こっちもあかんという抜け道を設けて、抜け道だけではフォローできないから一定の下支えみたいな内容がこの規定の中にある。そういう理解をしなければ、あなたの言われる待機児童の解消のためには質の低下もしようがないよと、仕方がないけれども際限のない質の低下じゃいかんからということで、下支えの規定が先ほど申し上げた搬入に当たっての条件設定がされている、3項目ですか、という形である。そういう理解でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 3つの連携施設なり、同系列の法人とか学校給食、そういった3つの規定がございます。これについては、やはり今議員の言われたとおり質の低下はしてはならないという前提のもと、そういった民間の事業者の搬入ではなく、そういったアトピー対応とか、そういった対応のとれるしっかりした3つの施設からの搬入をすることができるという解釈でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが言われとる内容はある。だけど、結局3歳未満児が対象の施設でありながら外部搬入を認めると。面積基準はどうですか。外部搬入による面積基準は同等なのか、引き下げられとるのか。引き下げられてもそれはクリアするという基準の設定なのかどうなのかという点で説明がいただきたいということと、もう1つは、その中で逃げ道なのが参酌規定ですよ。参酌というのは先ほど申し上げたように、どうにでも胸先三寸で逃げ道が用意してある、くそ道が用意してあると、こういうことなんです。まず、面積要件はクリアするためにはどうなんだ。今の基準そのものは何だ。ここで言うところの面積基準はどうなんだ。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 済みません。私の勉強不足かどうかはわかりませんが、面積基準というのはないと思います。

それから、16条、15条もそうですけども、これについては従うべき基準ということですので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう形の中で基本的には参酌だと。参酌要件だよという形で、参酌というのは先ほど申し上げたように胸先三寸でどうにでも解釈する。その内容がい

いとか、悪いとかいうことを言われるのは、それは参酌要件で私が参酌しました。こういう尻抜けの条項だということでもあります。

そうした中で、幼保の連携ということも出てくるわけですが、この中で幼保の連携認定こども園という物の数の関係も細かい資料でまだ十分熟知はしておりませんが、その要件の中でゼロ歳児の一人当たりの面積、これは国基準はどれだっけか、ということなんです。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） ゼロ歳児の面積要件ということでございます。

これについては、資料でき基準一覧表、これは保育所と比較した家庭的事業所の基準一覧表を提出させていただきました。これについては、その中で小規模保育事業については乳児室と保育室、一人当たり3.3平米ということでございます。

それから、家庭的保育事業については、これは5名以下の定員でございますけども、専用の部屋として9.9平米、これが3人以上、3人を超える場合、一人当たり3.3平米を加算という計算になります。

それから、事業所内保育所については乳児室、保育室ともに3.3平米ということでございます。この3.3平米というのが、国で示した1.65からふやした3.3ということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確かに国の基準というのは3.3平米。ここにもありますけれども、これも参酌要件だと。参酌要件というのは、国の基準が一人当たり3.3平米だよ。しかし、それを上回ってはいかんよという規定はないですよ、参酌ですから。そうした中で、さいたま市は3.3から5.0まで引き上げとるんです。だから、それは国基準どおりでやるのか、幸田町がこの参酌規定をうまく活用して、この基準面積を引き上げると、保育の質の向上を図っていく、そういう取り組みは私は必要不可欠だというふうに思うわけですが、そこら辺の取り組みなり考え方はどういうふうにお持ちなのか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 埼玉県が5.0に基準を厳しくしてというお話がありました。本町の場合、保育所型事業所内保育については1畳から2畳分に拡大をしております。5.0で質の向上をすることができればいいんですけども、それをすることによって必然的に受け入れ人数の制限が係ってきます。建物の面積は同面積ですので、そういった部分で待機児童を出さないためにも今現状の基準のままで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが答弁するように、いみじくもこの基準というのは何なのかと、どこに大義名分があるのかといたら、結局、待機児を解消する、その大義名分のために質の低下、量的な低下があってもしょうがないじゃないかと。3.3じゃなくて5.0にすれば必然的に待機児の解消についてはブレーキがかかってきますよと、こういう取り組みであって、そうしますと待機児解消だよという大義名分のもとで、劣悪と

は申しませんが質と量的な変化、それが低下していく。そういう物の見方をしていかな
いと常に向上していく、常に向上させていくという取り組みに曖昧さが残って、現状追
認、現状でよしとするということになりませんか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、質と量の変化という表現をされたわけです。幸田町
の場合、今は子どもがふえる右肩上がりの町でございます。県下で日進市と幸田町だけ
であります。そういった部分で、現状は現基準で御理解をいただきたいと思いますが、
今後右肩下がりになった場合、子どもが減っていく現象が出た場合にはそれはスペース
的には余裕は出ますので、そういった検討もする必要も出てくるかとは思いますが、
現状の幸田町の人口推移からいたしますと、この基準で御理解をいただきたいと思いま
す。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの答弁でいきますと、生まれたときが悪かったなど。もうち
よっと過ぎると子どもの数が減るもので、そうすると待機児童の解消はないし、施設が
余裕ができてくるからそのときに生まれてこなかったもので、子どくさんという表現が
適切ではございませんけれども。今、待機児童がたくさんおる。そういうときにこうい
う取り組みをしたら、さらに待機児の解消に結びつかん。時とともに年齢を重ねていく、
そして子どもの数が減ってくる、減ってきたときに施設に余裕があるからそのときの対
応の問題ですよと、こういう理解ですよ。だったら待機児というものの解消というの
は、量的や質的な向上、改善を図るということよりもじっと我慢をせよと。時が全て解
決するよと、こういう理解でよろしいですな。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 時が解決されるという表現をされたわけですが、基
本的には例え一人3.3平米でありましても、保育に対する質は決して低くないと私は
担当として思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 理解せよと言われて、はい、よっしゃというわけにはいかん。いか
んけれども結果的にこういう規定があつて、尻抜けがあつて、あとは参酌でそれを合理
化していく、そのことによる質的と量的な低下という点でいけば、私はそれときちんと
向き合いながら、今待機児があるからということで我慢を強いるとかじゃなくて、ある
いは納得させるんじゃなくて、行政が目指すべき方向というのはやっぱり常に充実させ
ていく、向上させていく、こういうものの取り組みをしないと現状追認をしていく。そ
の中の追認の中で逃げ道というのは参酌をするということにつながってくるということ
であります。この規定の内容はそういうことだというふうに私は思います。

それと合わせて形の中で第8条。第8条の一般的要件というのが書いてありますよね。
この一般的要件というのは何ですか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育の質の向上については、担当としては常々考えてま
いりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、第8条の一般的要件ということでございます。この要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、これは国の基準が既に昭和23年に出ておるわけですけども、この7条に同じ文言で規定を既にされております。その規定を用いて今回この8条に同じように規定されたというふうに理解しておりますけども、保育士とかそういった資格的な要件はもとより、その保育士の人間性なり、保育に対する意気込み、そういったものも子ども・子育て支援法の目的であります健やかに成長できる社会の実現のためには大きな要素であると思っておりますので、そういった部分でその職員たる人間性、そういったものをこの8条で一般要件として規定したものだと思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、この内容からいけば保育士としての資格の要件は要らないですよ。ありますよね、最後のほうに。できる限りというのは努力規定。できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならんよ。要は研修さえ受ければいいよと、言い方は乱暴な言い方かもしれませんが。いわゆる保育士という国家資格、そういう資格を取らなくても、理論と実践を積んだ研修であればそれでよしだよという点からいけば質の低下というのは著しくなる。保育事業にかかわらずそうですけれども、子どもを預かっている、そういう事業の中で一番何が問題なのかと言ったら、そういう事業の質の低下、そして、子どもの命にかかわるような問題に直結する、そういう部門で研修さえ受ければ構わないよ、こういうのを一般的要件という形で当てはめていくという点からいくと、私はこの規定というのは保育の低下、質の低下、あるいは子どもの命を不安にさせる、そういうものの規定を合理化をするという規定であるというふうに私は思うわけですが、そうした点で、これからこの一般的な要件で研修さえ受ければ保育士資格を持った保育士とは言わんけれども、一般的な要件としてそういう研修を受けたら保育士ですよ。言いごまかしとは言いませんが、言いくるめをするような内容だと。こういう規定の中で今後これを運用されていくということですよ。そこから辺はどうなんですか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） この8条の一般要件というのは、家庭的保育者とか保育事業者、家庭的保育者については、保育士以上の経験知識ということの位置づけであります。それから、保育従事者というのは町が行った研修を修了した者をということになります。保育従事者については、こういった従事者を経て後々には保育士になっていくのかなというふうには思いますけども、一般要件の部分については、資格なりそういった研修を修了しているからそれじゃあ採用しましょうと簡単なものではなくて、そういった面接等を行ってその人間性、子育てに対する熱意、そういったものを見きわめてその人を採用、雇用するということで、そういった人間性を見きわめる部分でこの8条が規定されているものというふうに理解をしております。また、この規定の最後に保育事業に十分理解をした者であるというような規定もしてあったかと思っておりますけども、そういった部分で人間性、保育に対する熱意の要件を8条で規定しているという理解にしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、第8条で言う一般的要件、その一般的な要件を具備をすれば保育士として保育に携わることが出来ますよと、こういうことですが、私流にわかりやすく言えば、運転免許証をとらなくても自動車教習所で講習を受けて、自動車学校の中のコースをぐるぐるとうまく回れたら運転免許証を与えますよと。免許とは言わん。しかし、公道は走ってもいいですよと、こういう規定じゃないですか。まさに一般的要件で国家資格の研修を受ける、保育士資格を取る。そういうこと意外に理論を学び、実践を学んだことがあるなら研修を受けただけでも結構ですよと、車を運転してもいいですよと、公道に出てもいいですよと、こういう理解でしかないですよ。この規定はそういう内容じゃないですか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今、運転免許証を例に話をされたわけですけども、私としては、保育士なり、研修修了者という条件は基本ではありますけども、あくまでもそういった運転技術を習得したから公道を走ってもいいよという解釈ではありません。あくまでもその人間性を重視した上で、その保育に携わる職員としてふさわしい人間であれば、採用なり雇用をなささいという意味合いの8条の規定だと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたが思う、思わないは別。けども、ここで言えば条例の規定はそういう研修を受ければいいですよ、こういうことですよ。ですから結局、公道で運転をする、その言葉を聞くのは保育を実際に実践をする、実習をする、その資格要件は理論を学び講習を受ければそれで事足りたりという内容であります。

その次に、24条の関係の保育時間の関係であります。

保育時間については、一日8時間を原則だよという形でしてあります。一日8時間という原則をここの24条で規定する、その主な内容は、8時間とした内容はどこにあるのか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 基本的には原則8時間、家庭的事業等、5つの事業等全て原則8時間ということでありまして。これについては、現在でいう保育時間が国の設定の基本になっているかと思えます。そういった意味で、この規定では原則8時間という規定をしているのではないかなというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この原則8時間というものの基本的な組み立ての考え方というのは、家庭的保育ということも条件にはあるわけですが、別に家庭的保育時間というものの捉え方でいきますと、最低でも8時間以上なければ集団保育は成り立ちませんよ、こういう中で8時間というものの時間の設定がされたというふうに私は理解しております。それと合わせて、この規定の中で、これはどんな場合でもそうだけど、法律は斜めに読んでも、上から読んでも下から読んでも全部きちっとしとらないかんわけがなっとらへんわけだね。上から読めばきちっと、下から読んで斜めから読むとどうにでも解釈できるというのが法律の内容という点からいくと、ここでいくと24条で8時間を原則とする

けれども、保護者や乳幼児の置かれた状況を考慮して定めるものという形になっております。ということは、短時間保育と、こういう可能性を持った規定だというふうに私は理解するわけですが、そういう形でいいのかということなんです。本文とってはいかんけど原則8時間だよという形で集団保育が成り立つ、その保育時間を保障しながらも必ずしもそうこだわらんでいいんじゃないかと、こういう規定ですよ。そういう規定があるということは短時間保育を進め、あるいはそれをやったからといってどうのこうの言われる規定じゃないよと。まさに参酌です。胸先三寸で8時間を胸の中に閉めて、あとは短時間でもいいですよと、こういうふうに読み取れるわけですがよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 原則8時間という規定でございます。この規定については、市町村が定めるのではなくて各事業者の参酌によって定めるということでございます。ただ、それは原則8時間という規定がございますので、市町村の指導、監督の中では、できるだけその8時間は集団保育時間としてとっていただけるようお願いはしていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第47号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この新制度で学童保育がようやく位置づけられをし、また基準が定められたということで、これは一步前進というところだというふうに思うわけでありまして。それで、この新制度では小学校6年生までとされているわけでありまして。しかしながら、この条例ではそうした受け入れ学年というものについては、この辺が曖昧にされているわけでありまして、この点についてどう保障していくのか。この具体化についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 今回の新制度によって、児童福祉法で定めておりますおむね10歳未満の児童という部分が削除されて、小学校6年生までというふうに法改正がされております。今後、どのように対応していくかということでございます。今年度から子ども教室と児童クラブを一本化して、児童クラブ9クラブで今現在運営をしております。2クラブある幸田小学校区、それから荻谷小、それから中央小、この3つが2つの児童クラブがあるわけでございますけれども、中央と荻谷については、この2つのクラブで十分充足はしております。問題の幸田学区があき待ちをしている状況があります。今後の計画といたしましては、現在策定中でございます子ども・子育て支援新制度の事業計画の中で、27年度から1クラブずつ、その2つの中央と荻谷を除く児童クラブで1クラブずつ何とかふやしていこうという計画でございます。ふやすに当たっては、子どもの移動のことを考えると学校施設の中でうまくスペースが見出せるといいわけでございますけれども、学校周辺の公共施設等の利用も検討の一つとして含めながら、教育委員会と調整をして職員の創意工夫で何とか児童クラブ増設に伴う専用スペース、

専用と言わないまでもにしてもそういった児童クラブが運営されるスペースを何とか見出して、事業計画に沿ってクラブを増設していく計画であります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 放課後子ども教室と放課後児童クラブ、これを一体化をし、そして厚労省の管轄の児童クラブに一本化をするという中で子ども課が対応をしているわけですが、しかしながら、この一本化の中で3学区については2クラブということですが、2クラブある中でも小学校6年生までの受け入れは難しい、こういう設備基準であります。そこで、法が定める中では小学校6年生までという基準ができていくわけですが、幸田町におきましては、残念ながらこの施設規模が不十分という中でどうこれを保障していくのかということでもあります。事業計画の中でふやしていくよということですが、やはり小学校6年生までを対象とした施設をする、その計画を進めるべきであります、そうした観点での拡大が図られるかということでもあります。

次に、小学校6年生まで拡大を図る、そのためには設備の基準の拡大と支援員の配置増が必要でありますけれども、そうした点での基準の拡大というものはどのようにしていくおつもりがあるかとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 6年生までの拡大という部分であります。

中央と荻谷小の児童クラブについては、今現在6年生まで受け入れはしてございます。幸田学区については、残念ながら3年生までという今状況であります。今後、事業計画で4つの児童クラブに対して1つずつふやしていくという前提でございます。これはあくまでも6年生拡大に伴う受け入れ枠の拡大という部分で計画をしまいたいと思います。ただ、それは計画として毎年一年、一年ふやしていくわけですが、いろんな調整の中でもスペース的に2クラブ用意ができるという状況であれば、計画に沿うことなくできるだけ早い時期にそういった拡大というのは取り組んでまいりたいと思いますが、計画上は27年から1クラブずつふやしていく予定であります。

それから、支援員については、規定上1支援単位2人以上という規定でございます。幸田町の児童クラブについては、定員さまざま20人のクラブもあれば50人のクラブ、いろいろあります。今現在も運営しておるわけですが、保育園のように子ども何人に指導員1人という規定は残念ながらございません。幸田の今の運営上は、おおむね子ども10人に対して指導員を1人という計算で運用しております。したがって、50人定員のところであれば2人に対応するんじゃなく、4名なり5名の指導員で対応しているところでもあります。それと、現在46人指導員がおるわけですが、その中で資格のない方は4名でございます。これは必ず資格のある方のもとでそういった指導員と一緒に子どもの面倒を見ていただくという格好になるわけですが、指導員が多ければ多いほど子どもに対する目が行き届くわけですが、いずれにしてもそういった指導員の確保という部分でも一つの検討課題となっております、必ずしも1支援単位で2人に対応ということではなく、10人に対して1指導員という形で運営しております。

すので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 設備の国基準は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上ということで基準があり、幸田町の設備の基準も1.65平方メートル以上ということでありますけれども、しかしながら、保育室に限って言えば小学生になると子どもも大きいわけでありますので、一人当たりの基準を1.98、これは2歳児以上の保育室という、これは保育園に定められた基準でありますけれども、それを基本とすべきではなかろうかというふうに思うわけであります。非常に手狭ということで拡大が図られない、こういう中で言えば、保育室に限っての設備基準を一人当たりの1.98ということで拡大ができないかという提案であります、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

それから、支援員の配置増についてでありますけれども、幸田町の基準の中でいろいろと補助員というものも定められているわけでありますが、この放課後児童支援員というものにつきましては、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないということで、保育士資格を有する者以外でも補助員としてできるわけであります。その点についての専門性という点について言えば、やはり無資格ではなくてきちんと対応していくべきというふうに思うわけであります。また、同時に支援員の専門性を考えた場合、やはりこの基準というものについてパート対応、非常勤ということではなく、きちっと雇うべきではなかろうかというふうに思うわけであります。やはりそうした充実もこれから考えていかなければならない時期ではなかろうかというふうに思います、その点についても伺いたいと思います。

3つ目であります、開所と利用時間の基準と現行とのかかわりであります。

時間につきましては、第18条で時間を定めているわけであります。これにおきましては、小学校の授業の休業日に行うものについては一日8時間、次に、小学校の授業の休業日以外の時間を一日に3時間、そして、開所時間が一年につき250日以上を原則という、こういう文言で規定をされております。8時間以上ということで規定をされているわけでありますが、しかしながら保育園におきましては、保育時間が例えば早朝7時半から、そして午後8時までというそういう中で保育時間もいろいろとあるわけですが、これは学校においても同じかというふうに思います。働く保護者の時間によって言えば現在の9時では間に合わない、ということもありますし、6時ではお迎えにも行けないということにもなっております。そうした点からすれば、開所時間についてもう少しこの時間を延長をする、そういう体制もとるべきではなかろうかと思いますが、その点について、開所、利用時間の基準についてお答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） まず1点目、基準である面積1.65ということであります。今現在9クラブの中で、深溝が一番専用スペースとしては狭いわけであります。その深溝において、一人当たりの面積というのは2.18平米でございます。それ以外の移動クラブについては、一人当たり3平米以上は確保できておりますので、先ほど言われた1.98という部分では現在クリアはしてございます。

それから、2点目の指導員の資格ということで、この条例上でも第10条の第3項で9号にわたって要件が規定してあるわけですが、今言われたとおり、資格保育士なり教諭免許のある資格を有した方が指導員になることが一番ベストではございます。しかしながら、そういった指導員の確保が現状は非常に難しい実態がございまして。そういった補助員的な方も雇用して、その児童の面倒を見ざるを得ない状況でありますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、児童クラブの開所時間の関係でございまして。規定上は事業の休業日は8時間以上、それから、休業日以外は3時間以上ということで規定してございまして。現在、今運営上は休業日は8時から18時の10時間、それから、授業のある日については1時から6時ということで5時間を開所してございまして。この10時間、5時間というのは、この条例の4条で規定しております最低基準を理由として後退をしてはならないということがございまして、この10時間、5時間というのはそのまま維持をしております。

それから、保育園の時間が3つの保育園で6時以降の延長保育はあります。そういった部分で、保育園から小学校に入って児童クラブに入った場合に、6時以降の延長期間というのがまた保護者の問題になってくるかと思ひます。それは現在も同じような状況ではございまして、一つの検討課題として検討はしてまいりたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 施設の面積基準におきましては、1.65というふうに国基準どおりの定めになっているわけでありまして。しかしながら、幸田町の実態としては深溝が一番狭い児童一人当たり2.18平米、それから、ほかは3平米以上あるよということでありまして。それならば、やはりこの基準というものを低く設定しなくて、幸田町基準ということで拡大解釈をしながら、それが最低基準という形の中で定めるべきではなかろうかというふうに思ひます。

それと、これは保育室に限ってこの面積になっているのか。トイレとかいろんなそういうところのものの全体面積を含めた中で一人当たりの面積数なのか、その点についてきちっとお答えがいただきたい。保育室に限っての場合として見た場合はどうなのかという点であります。それと、やはりこれは最低基準として、せめて2歳児以上の基準を設定すべきではなかろうかというふうに思ひますので、その点の改善はいかがかということでありまして。

また、利用時間と開所時間の関係でございまして。6時までのお迎えということで制限があるわけですが。そうした点からすれば、やはり保護者の就労時間も考慮しなければならないということで、これは18条にも規定をされているわけでありまして。定める条例になっているわけでありまして。そういう点からすれば、この開所時間が問題になるわけでありまして。ですから、保護者が保育園と同じ就労時間でずっとフルタイムで働く人が預けた場合は、当然のことながらお迎えに行けない。せつかくの国の法律改正によって条例化ができるわけでありまして、この点はやっぱり改善すべきではないかと思ひます。その点について改善していくおつもりがあるかないか、お答えがいた

きたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） まず、面積基準のお話でございます。深溝が2.18であれば高く設定をすればということでもあります。今回、この条例を制定するに当たって国の基準どおり1.65、それから8時間、3時間という規定をした理由の一つとしては、公立の児童クラブを考えればそういった要件でも設定できるかと思えます。ただ、今回この新制度の関係で民間事業者の参入ということも一つの考慮に入れられないといけないのかなということもございまして、この規定については国の基準どおりで規定をさせていただきました。この条例を制定するにおいて、8時間、3時間というのは、10時間、5時間にしようかという検討も行いましたけども、民間参入ということも考慮して国の基準どおりとさせていただきました。

それから、面積について深溝のほう2.18、それ以外は3平米以上ということでもありますけども、この面積については保育室の面積換算でいきますと1.65はキープできているということでもあります。

それから、6時ではお迎えが非常に難しいということでもあります。先ほど申し上げたとおり、そういった過去にも一般質問で開所時間の延長ということでもいろいろ御意見をいただいております。それは担当といたしましても検討課題の一つとして検討はしてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思えます。

それと、一つ今現在、延長保育を利用している5歳児のお子さんをお持ちの御家庭ですけども35名おります。この35名が来年度小学校に入った場合に保育にかけるということで児童クラブに入所されると思えますけども、その35名の方が影響をこうむるのかなというふうに思っております。担当としてもそういった就業時間と、要は、児童クラブの開所時間とブランクの1時間、2時間、そういった部分は担当としても検討はしてまいりたいと思えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の条例化に当たっては、民間事業者の参入も考慮に入れたよということでもあります。いわゆる国はこうした放課後子ども総合プランというものが今回打ち出しをしております。こうした待機児の解消ということで条例化は図るわけがありますけれども、しかしながら、やはり民間、いわゆるもうけの対象として放課後児童クラブをやってくよということも考慮に入れ、そのためには基準も低く抑えるということにつながりかねない内容を含んでいるというのが、今の部長の答弁からも明らかです。実際、保育園に預けている親が小学校に入学をして、そして、放課後子ども教室を利用するとなったら、これは小学校1年ショックということでお迎えさえ間に合わない、こういう実態が今度は条例化が図られようとしている内容でありますので、やはりこれは保育園との整合性をもたせるべきだというふうに思うわけですが、その点についてはやはり改善すべき余地はあると私は思うわけがあります。その点について、どう整合性を図られるのかと。現在は35人ということではありますが、しかしながら、これからどんどん女性の社会参加を促すということで国のほうでも方向をとっているわけがありますので、フルタイムで働く女性もふえてくるというふうに思うわけでありま

す。そうした点で言えば受け皿がない、こういうものであってはならないというふうに思います。その点でどう願いに応えていくのかというふうに思います。また、基準に言いましても、現在定員を超過をして入所をさせている実態があります。それが子どもたちの、例えば施設転移におきましても負担となっているわけですし、狭くてなかなかふやせないよというのが答弁でも返ってくるくらいでありますので、私は、この基準もきちっと位置づけ、拡大をしていくべきだというふうに思います。そうすれば、例えば柔軟に対応ができる、毎日来ない子どもがいるかわりにほかの様子を見ながら定員以外にも受け入れをしている実態の中で面積の基準が解消できるというふうにもなりますので、その点をやはり最低基準の面積は確保すべきだというふうに思います。

それから、次にこの制度の移行期間、この点について国は5年間ということをおっしゃいますが、完全実施していくまでにどれぐらいの期間を見込んでおられるのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） つなぎの検討をということでございます。それについては、担当として今どういう方法でということは申し上げられませんが、問題提起しながら前向きに検討はしてまいりたいと思います。

それから、定員の考え方でございます。この定員については登録数という考え方ではなくて、実際に出てくるであろう子どもの数を想定して定員以上の登録はしてございます。20人の定員のクラブであっても、その日その日で10名のときもあれば、二十二、三名のときもあるということで、その月の状況の平均を見て子どもの受け入れをしているところでございますので、定員が20名だから登録は20名ということではなく、その状況を担当が判断をして受け入れしていきましようということで受け入れをしておりますので、考え方としてはその基準の面積をうまく利用しながら運営をしているところでございます。

それから、移行期間が5年ということでもあります。この条例の規定では5年とうたっているのは、要は、指導員の資格で平成31年3月31日までに見込まれるものというふうに置きかえるという経過措置がございます。そういった部分で5年という縛りがあるわけですが、この新制度においてはほとんどが5年の経過措置というのが所々に設けられておるわけですが、この移行の期間というのは、制度上の移行は27年度から移行するわけですが、そういった受け入れ態勢の整備については、今後計画としては4年間で何とか受け入れ態勢の充実を図っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この9条の基準の関係については、先ほどの質疑答弁の中で一定明らかにされてまいりました。私はそういうことも必要ですが、要は、幸田町が学童保育で答弁によれば基本的には中央と荻谷が若干クリアしてるかなと、あとはこれからですよということと同時に、町長自身も施政方針なのか、所信表明なのかよくわかりませんが、その中で6小学校区に児童館の建設と、こういうものを打ち出しておられます。そうしますと、要はこれからこういう基準をどういうふうクリアしていくのか、その基準のクリアというのは一人当たり1.65という国の基準ということよりも、先ほども答弁がありましたように現行基準、幸田町の基準と言えるかどうかはともかくとしまして、深溝小学校区の学童の関係からは2.18だと。これが最低であるとは一人当たり3平米という形でいきますと、やっぱり低きに合わせるのではなくて、要は、幸田町の現在の基準、一人3平米というものを基準にしながら、これから学童保育をどういうふう充実をしていくかと、これは町長に答弁をいただくとまずいなというふうに思うわけですが、6小学校区に学童保育ということと言われた、児童館ということも含めてです。児童館ということも含めて政策として打ち出されております。そうしたときに、この基準をクリアする、こういうものをつくっていく、そういうことだというふうに私は理解をするわけですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の所信表明という形で出させていただいておりますけれども、現在、今3地域には児童館があるわけでありましてけれども、全町的な幸田町は子育てが二十歳から40ぐらいの女性が多く子育てしやすいまちということで、人がふえるということに甘んじてはいけないので、その対応をどうするかということでもマニフェストと言いますか、所信表明で申し上げたところであります。

こういうことの基準、一人当たりが何平米という基準というのはあるわけですが、それは最低限の基準であるということだと思います。先ほど部長が申し上げたものでも、一人当たり4.35だとか4.50というようなところもあるわけでありまして、さらに全体的な児童館とか子育て支援のための施設については、よく検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が伺いしたのは、全学区に児童館、児童館だ学童保育だというところで、それは余りやぶの中に入っていきような議論はしたくないというふうには。要は、児童館という町長の中で一くくりしていくという形の間隔ではものを申し上げておるわけですが、要は、そういう児童館が少なくとも現状の幸田町の基準と言うかええかとはともかくとして、今最低一人当たり3平米ですよ。そうしたときに、その学区における児童館の面積というのかなり流動性が出てくる。流動性があるけれども、どこにもたれた基準で持って今後整備をしていくか。これは最低基準ですよといったときに、最低の基準は幾つなのかという問題も出てきます。そうしたことについて私は町長の答弁がいただきたい。

- 議長（大嶽 弘君） 町長。
- 町長（大須賀一誠君） 一人当たりが云々と言うよりも、子どもたちが安全・安心で過ごせるような環境を整えていく、それが第一条件だというふうに思っておりますので、今後、各小学校区には児童館と、それと子育てするのに子どもたちが集うような施設ということを考えてまいりたいと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 次に、10条第2項ということで、これは放課後児童支援員及び補助員という形の中で規定をされる内容であります。10条の2項については、支援の単位ごとに2人以上ということに書いてあります。この支援の単位というのは何を指しておられる。
- 議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（桐戸博康君） 支援の単位ということでございますが、それぞれの児童クラブを1つの支援の単位ということでもありますので、9つの支援の単位ということでございます。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） それは一つのクラブの施設を1つの支援単位だよという形でいきます。そうしますと2人以上という形になっておりますよね。2人以上といったときに、そこにおける施設の面積、あるいは保育を対象とする子どもたちの人数、これは流動性はあるにしても、流動性があるから支援員も流動性があるよということになりますと、これは安定した内容にはならないという形の中で、この1単位の支援の単位ごとに2人以上というものが先ほどもちょこっとふれられた、私の理解がいいのかどうか。これは資格を持った指導員及びそれを補佐するような補助員という形になるのか、それとも、全部資格を持った指導員という形の理解なのかどうか答弁を求めます。
- 議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（桐戸博康君） 2人以上ということで、そのうちの補助員ということでもありますので、例えば、補助員が入る場合には必ず支援員とセットということで、補助員のみでの運営はございませんということですので、よろしく願いいたします。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 次に、14条の関係で、この運用規定の関係は資料として要求はしましたが資料として出ておりません。現状どういう状況なのか、まず答弁を求めます。
- 議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（桐戸博康君） 大変申しわけございません。この運営規定については、まだ現在検討中ということでございませぬので、提出のほうは見送らせていただきました。現状としては、児童クラブの運営要綱及び国の示す児童クラブガイドライン、これに基づいて現在の児童クラブを運営しているところでございます。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 条例をつくられたという形で、一つは、今回こういう形で条例の新たな制定という点でいけば、学童保育というものが制度化して、それがきちっとした一条の内容の基準が定められたという点でいけば私は評価をしたい。その運用の中の基準

はこれからということですが、要は、ここにあるように運用の規定の関係から言えば骨格を成しますよね。14条の関係から(1)から(11)までの関係で、どう具体的にそれを規定していくかというのは、私はこの事業の骨格をなすというふうに思うわけ。それは施設の運営基準、それから保育の必要性、さらには認定基準、それから保育料の徴収基準、こういうものもそれぞれ自治体ごとに決めていきますよね。そういうことも含めていく中で、1つは先ほどちょっと出ましたが定員の問題と、もう1つは定員割れという形ではなくて、要は、定員を超えた詰め込みをするということで行きますと、私は、それは求められりゃしょうがないじゃないかということ、それは一面苦肉の策としてはあるけれども、定員の設定の仕方の問題と、それから詰め込みをしていくようなそういうような状況が恒常化してくときに、その定員は何なのかというものも私はこの運用規定の中ではきちっと設けていかなくはいかならうというふうに思います。

それから、もう1つは、これは最後の11ですか。そのほか事業の運営に関する重要事項、こういうのがございます。この解釈の関係ですが、ここには企業の参入も認めるよという規定の中、重要事項ということですから、これはあるのかどうなのか。

○議長(大嶽 弘君) 住民こども部長。

○住民こども部長(桐戸博康君) まず、利用定員等のお話がありました。これについては、その利用定員の考え方、そういった部分もこの運用規定で決めていきたいと思いません。現状は、実際に児童クラブに参加する児童を想定しての受け入れを今しておりますのでそういった形の表現にはなるかと思えますけれども、そういった部分は表現していきたいと思えます。

それから、重要事項という部分については民間参入というお話があったわけですが、今の検討段階ではそういった部分についてこの運用規定でうたっていくかどうかというのは定めておりませんが、民間が入るにしても、この運営規定をもとにしっかり運営をしていただくように指導はしてまいりたいと思っております。

○議長(大嶽 弘君) 14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 特に定員の関係でも一応設けるけれども、要は、先ほど申し上げたように定員超過が恒常的に続くというような形でいきますと、それは詰め込みという形になります。したがって、私は定員の捉え方の問題、ただ定員を柔軟性にやってくるときは、今度は基準面積が下がってくるということが裏腹な問題として出てくるということですから、私は定員を超えた詰め込みが恒常的になるような定員の設定の仕方、これはやっぱり根本的に改めていただきたい。これからの問題にしましてもそういうことであるということと、もう1つは、民間参入の関係で今のところ予定はないだろう、ないだろうと思えますけれども、この規定の中で一定枠をはめていかないと、いざ出てきたときにぎゅーとどたばたでいくと、泥縄でつくっていくとろくなことはないということですから、1つは給付費の問題。給付費については用途の制限をつけなきゃいかん。給付費やったらあとは御自由に企業の関係でお使いくださいよという形でやっていくというのはやっぱり非常にまずいと。この運用基準の中で用途を制限をすること、あるいは保育料の関係から上乗せはしちゃいかんよと。保育料の関係から上乗せやら実費徴収については、これは認めないよということの枠をはめてかないと、企業が参入したらど

んどんどんやりたい放題やってくとは言いませんが、規定になれば事業者が保護者に負担をかけるということもできるわけだ。そういう点からいけば、この運用の関係はよほどきちっとした取り組みを規定の中にしていかないと私は穴が開いていくというふうに思うわけですが、そういうこれからの問題ですからどうにでもできるという言い方は適切かどうか知りませんが、私はこれからおつくりになるということであれば、そういうことも含めてきちっとした内部協議と担当委員会との調整をきちっとやっていただきたいというふうに思うわけ。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 運営規定の今後について御意見をいただきました。るる参考にさせていただきながら、近隣の状況も勘案して検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 保育園と学童保育、児童クラブの関係の保育時間の差については先ほどから言われました。ただ、そうしたときに8時間、3時間、10時間、5時間という一つの枠の中で差があることは事実です。そうしたときにどうするかという点でいけば、この関係は国ほうからそうわーわーわーわー一言とらんですよね。要は、それぞれの自治体が自治体の状況に応じて基準をつくりなさいよ、条例制定しなさいよという規定なんです。ですから、自治体によってはかなり先進的な内容もあるし、がちがちのところもある。しかしそれは、それぞれの自治体におかれている状況と住民や、あるいは保護者や子どもたちの状況を勘案をして柔軟に運営してる。ただ柔軟に運営をしようといったときには、一定の柔軟な幅が取れるようなそういう規定をしてかないと、私は柔軟的に運用したいけども規定がこうですからできませんよというのは、私は自分で自分の手足を縛っていくという点からいけば、私は裁量の幅という言い方が適切かどうか。柔軟に対応できるだけの規定は設けていかないとがちがちではあかんですよということです。ですから、これからの問題も含めて、今後こういう形の中でどう運用規定をつくりながら、子どもたちやら、あるいは保護者の要求、要望に応じていくような事業運営をされるかどうか、この辺についての考え方の基本を聞かせていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 児童クラブの開所時間8時間、3時間というのは、以上という規定でございます。したがって、現状の10時間、5時間はそのままキープはしてまいります。そういった柔軟な対応を運用規定でということでございます。そういった部分も十分考慮に入れながら、規定のほうは検討してまいりたいと思っております。

それと、大変申しわけございません。先ほど丸山議員の質問の答弁の中で、5歳児の、今度小学校に入る人数35名と申し上げました。18名で訂正をお願いいたします。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第48号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進という観点から、父子家庭を対象に加えるというものでありますけれども、幸田町におきまして父子家庭の対象者数と、それから、今回新たに加えられました中国残留邦人等の対象、これについて数をお答えいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回、母子家庭医療の関係の条例改正の中でお願いをしておりますのは、引用しております法律名、これの改正と合わせて今まで条例に定めてあったものが、実は今回の法律改正の中でその定義がされたということで、それを引用させていただくというものでございます。

お尋ねの父子家庭につきまして、平成26年8月現在で5件でございます。ちなみに受給者の総世帯数268世帯あるわけですが、そのうちの5世帯が父子家庭ということであります。中国残留邦人等に関しますこの法律の改正によりますものについては、いわゆる中国残留邦人等に対する支援給付制度の対象者を除きますよという条例であるわけですが、その制度、平成20年4月に実は設けてあるようでございますけれども、本町においては、その対応する中国残留邦人等の方についてお見えにならないということで、現在のところ該当者はいないということでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第49号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じく中国残留邦人等の定義についての法律改正に伴う幸田町心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正でありますけれども、この対象人数と合わせて、また中国残留邦人等の対象者についてお答えがいただきたいというふうに思います。

それから、いずれもこれは国の法律改正に基づくものでありますけれども、幸田町においての中国残留邦人等は対象者としてあるかどうか、その点も合わせてお答えがいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 心身障害者医療の関係の条例改正の中で、まず対象者の方

ですけれども、身体障害者であるとか知的障害者等々の関係の方が対象になるわけですが、平成26年8月末現在で774名の方がこの医療の対象になっております。先ほどの中国残留邦人の関係につきましては、先ほどの母子家庭医療のほうでもお話をしましたように、この制度の関係でその支援の制度ができた平成20年4月以降、対象がないということは基本的にいないということ。幸田町には中国残留邦人の方はお見えにならないということで県のほうから伺っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第50号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町不燃物処理場の設置及び管理に関する条例の廃止について。今回出ている条例についてとやかく言うものではございませんで、ここでは条例の廃止のことではなくて、施設の廃止についての地方自治法との整合性についてお聞きしたいと思えます。

まずは、町民の税金でつくった施設は、ときの行政の判断で勝手に廃止できるものじゃないと、そのように思います。基本的な質問ですが、町はみずから設置した施設を廃止するにはどんな手続が必要なのか。そこからまずお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 条例に定められた施設を廃止する場合には、議会の御同意をいただくということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 議会の同意が必要な施設というのは一体どの範囲を言うのか。条例で定められたというふうな今答弁がございましたが、その条例で定めた施設というのは具体的にどういうものを指すのかお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議会の同意が必要な施設としましては、地方自治法第244条の2の規定に基づいた施設であります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと、逆川にある不燃物処理場というのは、地方自治法244条の2の規定によってつくられておる施設ですから、当然、廃止するに至っては議会の同意が必要であると、そういう認識かと思いますが、それが今までそういうことがされてきたかどうかの問題でございまして、この不燃物処理場は平成18年に休止しておりまして、21年に廃止となりました。確認ですが、このときの廃止手続というのはどのようにされましたか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 平成21年8月31日付で、愛知県知事に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により廃止の届け出をしたのみでございまして。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） このことは、実は3月の中でも私のほうが質問をしまして、そのときの答弁でも同じようなことで議会の同意は得ておりませんと、県のほうに廃止届を出しましたという答弁でした。議会同意なしにこういうふうに通の施設が廃止されていくと、これは大きな問題だろうなというふうには思っています。県の指導があったからとかそういう問題じゃなくて、議会の同意なんです。まるで土俵の違う話でございますので、これは議会軽視と言うか、議会無視と言うか、議会飛ばしと言うか、そういった問題で、地方自治法に違反するのは明らかなことでございます。3月のときにこの問題を聞きましたら、廃止の手続を進めていきますよという答弁をいただきました。今回そういった手続上のものが出てきまして、2本出てますね。1本はこの条例を廃止すると、こういうのを今やっています。その後も補正予算の中で撤去作業についての予算をつける、この作業もやっています。ところが、肝心のこの施設を廃止することに対して議会の同意を得るという過程を飛ばしておる。なぜここで飛ばしたのかということについてお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議員のおっしゃるとおりでございます。本来でしたら、平成21年8月31日を施行日とした条例廃止を行うべきでございました。したがって、21年8月31日以前の議会で行うべきでございました。遅きに失したと言うか、と考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そのこのところがいわゆる議会飛ばし、議会無視だというふうには私は思っています。私、議員になりましてまだ日が浅いんですけども、こういう問題に直面したのはもうこれで3回目なんです。実にいろんなところで「あ、議会の同意とか、議会は今審議中なのにな。」と、そんなような部分があります。ことしで言いますと、例を出していかんですが、ことしの6月に例の消火器の問題が議会に出ておりましたね。6月の真っ最中です。消火器の条例を変えますよという話をやっとなるときに、商工会議所の幸田町商工会の案内を見ておりますと、既にその話はとっくに決まったものだとして商工案内の中に載っております、「あれ、今審議してる最中なのにな。」というような状況がございます。これは、こういった問題というのは本当に議会を通さなきゃいけない問題は通さなきゃいかんですよ。誤りを正すのに遅いということがあるかもしれませんが、なしでそのままいこうとするその姿勢もまた悪いような気がしますので、このまま議会飛ばしでいってしまうのかどうかについて再度答弁をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） なしでいくというつもりではございません。先ほど申し上げましたとおり、遅きに失したという考え方で今回提案をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今回の提案をいただいておりますのは何かというと、1つ目は、条例を廃止するための条例を今審議してありますよね。もう1つは、補正予算の中で施設そのものを撤去する予算をつけるかつかないか、その審議です。その施設そのもの、不燃物処理

場を地方自治法244条の2項にも規定によってつくりますよと、そう条例にしたんだ、決めたものを、それを廃止する場合には議会の3分の2だけの同意が要るんだと、この部分が飛ばされておる。これを飛ばしてしまうことは、もうずっとこれは議会の同意部分を飛ばしたことになるわけですから、これは遅きに失したわけじゃないんです。いつでも今でもやればいいことだし、またいろんなやり方もあると思いますので、その部分を今提案しとりますということは、今提案されているような私は認識を持っておりませんが、私の認識が間違っておったら正していただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 廃止条例が施設の廃止というふうに考えておりますので、本来でしたら先ほど申し上げましたとおり、平成21年8月31日に本来は現実には廃止をしておいた段階でそれ以前の議会で8月31日を施行日とする条例の廃止、これを御提案申し上げます。それが合わせて条例の廃止は施設の廃止という考え方。これは建物があるないではございません。その公の施設としての機能をなくしたときということでございますので、これは同一のものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ほかの市まちの例を見てみますと、こんなふうに大事な施設はこれは議会の同意を得ないかんと、そういうものなんだよということをちゃんと条例でうたっておりますよね。重要な施設にかかわる条例というのがあるわけですから、そういうものを幸田町は用意してない。だから、古くなったからやめちまえよと、そういう形ですんなりと平成21年を通してしまうと。この部分が一番問題なんです。ですから、お互いにこれは行政のほうもそうなんです、そういう意識を持ってないと。ですから、この施設については、これは必ず議会の同意が必要なんだと、そういうものを条例化しておくこと、これは他の市まちがやっておりますよね。そういう条例をきちっと出していくことが今回の反省になると思いますが、そういうものの必要性についてお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議員がおっしゃるとおり、本町につきましては重要な公の施設に関する条例、これを定めておりません。整理はされておるんですけども条例化されてないというような状況でございますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） まさにそのとおりで、いろんな施設をこれからつくっていきますね。改築の場合とは違うし、移設の場合とも違う。やめてしまうわけですから、そういった場合はこれはいいんだと、これは別に議会の同意をする必要はない、でもこれとこれは違うんだぞということをきちっとしていかないと、こういった議会に対する条例の出し方が遅かったという部分ができてしまいますので、そういうことのないようにぜひやってもらいたいというふうに思っております。

なぜ21年に廃止できなかったかということの理由をお聞きしようと思っておるんで

すが、お答えが難しいかと思いますが一言お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 非常に私から言いにくいですが、恐らく施設解体が施設の廃止というような考え方できておったのではないかというふうに思っております。したがって、本来でしたらその機能を失ったとき、稼働をしなかったときに廃止であるわけですが、そこら辺の考え方の違いがあったのかなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 最初にも言いましたように、町はとにかく町民の税金を使っている大きな施設をつくってくわけですね。つくっていく中で、もうやめてしまおうというときに突然町民の誰も知らない、だから廃止になりましたよと、議会にも通さないと廃止になりましたよ、これで通るような状態をもう二度とやってはいかん。ですから、そのための歯どめをぜひ条例化しておいていただきたいと思ひまして今回の質問をいたしましたので、その歯どめの条例その他をつくってもらえることを約束いただいて終わりたいと思いますが、お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 公の施設に関します廃止時のそうした決め事という御質問でございます。どうしても新たに設置をいたします公の施設につきましては、今回の不燃物処理場のように設置と管理の仕方については、条例として御提案をさせていただいております。それが規定という形でもう少し詳しくその管理の仕方についてをうたっておるところでございます。公の施設に全ての建物、公共施設と言われるものが該当するか否かという見解もありますけれども、今回の不燃物処理場につきましては公の施設ということでございますので、その廃止時には議会の御同意をいただくという、これはもう自治法の定めでございますので、今回その定めに沿って廃止する条例を提案をさせていただいたということで、あらかじめこういう公の施設をつくったときに廃止をするという前提で最初から一本の条例を持つということにつきましては、個々新しい施設ができるごとに今までも設置及び管理する条例、こうした形で御審議を頂戴しておったところでございますので、また今後一つ検討はさせていただきたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 公の施設というのがそういった建物に限定せずに、公園も含めていろんなものがこれからできたり消えたりしていくわけですが、当然まちが発展すれば。突然あそこの公園が消えたぞと、そういうことのないようにするにはそういったものがきちっとしておる、そこが大事かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひまして質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） おっしゃる意味はよくわかります。公共施設にもいろいろな分け方と言いますか、定義もございまして、そうしたものも含めまして改めて検討させていただきたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この逆川の不燃物処理場が休止をし、そして県知事に廃止の届け出を出した。その後のことでもありますけれども、あの施設が朽ち果てる、放置をしてきた町の責任というのは、これは問われてしかるべきだというふうに思うわけですが、しかしながら、あそこの土地、施設について言えばさわらないほうがいいというようなことも言われてきた経過もあるわけですが、今回ようやく廃止をし、そして施設を解体をすると。補正予算で3,000万円の処理費用が計上されておりますが、あの施設跡地の今後の活用、それから、地元対応、説明、これについてはどのように今されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 跡地の利用に関してでございますけれども、こちらにつきましては、建設時地元承諾をいただく際、逆川区長様より条件を出されておまして、それによりまして処理移転、または廃止された場合の跡地は逆川区民の要望する施設に使用されたいこと、これをよく検討してくれという条件がされております。したがって、今後、庁内でよく検討しながら地元とも調整をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、もう1点の御質問は、これは工事に関する説明ということでしょうか。今のことでよろしかったですか。

○13番（丸山千代子君） 地元対応。

○環境経済部長（清水 宏君） 地元対応は工事に対する。

○13番（丸山千代子君） どうなってるのか。

○環境経済部長（清水 宏君） こちらにつきましては、地元の方に御心配をおかけしないように、補正予算をお認めいただいた段階それ以後に業者を選定いたします。その段階で工事着手前に関係区長様方に御説明にまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 補正予算可決後に地元に対しては説明をするということですが、そもそもあの施設を放置してきた経過というのは、地元対応がなかなか困難をきわめるといふようないろいろな問題が出てきていた、そうした経過のもとで5年間放置をしてきた、こういうことですね。それが今度、補正予算で計上して可決した後に地元説明をする。これではやはり解体をする前に私はやっぱり地元の意見聴取、説明、これをすべきではないのかなというふうに思うわけですが、そのことはされてこないで事後承諾という形の中で進められているんでしょうかということですが、それについて伺いたいと思います。

それから、今後の活用につきましては、昭和53年5月稼働のときの区民との要望を盛り込むような条件が附されているということでもあります。その条件等につきましては、これは覚書を交わされているのか、それともどういう内容が交わされたか、それについても説明をいただきたいということと、今後の活用はその後をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、経過の段の解体前ということでございますけども、当然、解体前に御心配のないように御説明を申し上げます。

それと、要望の件でございますけども、こちらにつきましては昭和52年9月6日付の不燃物処理場建設についての承諾書でございます。地元区の承諾書でございます。こちらについて先ほど申し上げましたとおり、跡地については御配慮くださいという内容になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 解体処理については、地元ではこれはまだ周知がされていないとか、解体をするよという暗黙の、事前に了解ということはまだされていないわけですね、地元では。それとも、もう既にその説明に入って、そして、その解体処理費用を計上してきたのか。この確認をしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 補正予算を可決、承認いただいた後に御説明にあがるというつもりでございましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とかくあそこの進入路から入っていくあの土地につきましては、いろんなことが言われているわけでありまして。それが解体の計画があるにもかかわらず住民に打診もせず、そしていきなり解体をするよという補正が上がって、その後に説明はするというのは後々問題が起こらないかということ懸念するわけでありまして、その点については十分対応できるということなんでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 解体の方法ですとか、その安全性、合わせて進入路の問題、跡地利用の今後の協議、それらを含めて地元とお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私が言っているのは、解体をする前に、町ではこのように廃止をした施設であるから解体をしたいと。それに当たって地元の方たちの意見や要望、そういうものに対しての了解はとっていないということでありますので、その辺のところ事後承諾という形になってしまうわけでありまして。ですから、後々そのことで問題とならないようになるかという心配であるわけです。既にもう5年も経過し、その前に議会でも何度も指摘をされてきた施設でありますので、そうした放置をしてきた責任というのは町にあるわけですから、その辺のところをきちっと対応していただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議員おっしゃるとおり、後々に問題が発生しないようにいろいろなところを整理し、また、放置期間が5年経過というようなこともおわびしつつ御説明申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 撤去の時期というのを通告したというのは、後手後手というよりも地元にとっては「おお、何だい」と。こういうことなんで、そうしたときに撤去の時期が先にありきという形で事が進んできたことは事実ですよ。補正予算にも必要な経費を上げてきたという点からいくと、いわゆるボタンのかけ間違いだよというレベルの話ではない。何事かと言うと、そうすると地元との関係がと言いながら、これがつくられたときの経過も含めていくなれば、私は撤去の時期やら予算の関係が事務レベルで検討された段階で、なぜ話がされてなかったのかという点がやっぱり落ち度としてはきちっと見ていく必要があると。事態はこうなって議会に条例廃止が出ちゃったよと。補正予算の計上しちゃったよと。どうするのかという点からいくと、その問題を議会がフォローしてくなんていうばかなことはないわけなんで、あなた方に予算の執行権、編成権があり、条例の提案、廃止の関係も含めてあなた方が全て持つてのわけだ。そうしたときに問題点が指摘をされる。指摘をされてからごめんねということ自身が行政不信を招くと。特に、ここの関係についてはいろいろ後日またいろんなことが出てくるわけですが、今の段階で聞くなれば、話はちょっと逆さまじゃないかと。何を考えておるのかというのが1点あります。ですから、あなたの言われたこれから議会が通って、予算も通り、条例も可決される、その後に地元との調整をしますよということですが、その撤去の時期というのはどういうふうを考えておるのかということなんです。まずその点から。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 撤去の時期につきましては、予算可決いただいた後に発注手続に入ります。その後、27年3月末を目途に工期を設定していきたいというふうに考えております。当然、その前に発注前にまずお話をし、業者が決まったときについてはまた詳細な計画について地元にお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた方自身の感覚的には非常にまずいなというふうに率直に申し上げる。結局、議会が通って、それからやおら地元のほうに行って話をする。地元のほうがうんと言わなかったら予算はどうなるんだというのは懸念として出てくるということと、もう1つは、そこの地域の特性というものも考えていく。それから、今からずっとやってくと冬場から春先にかけてしか、年度末ぎりぎりということになってきたときに、そこの地形やら季節的な要因はどういうふうに考えておるのかと。どういうふうにお考えですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 工事施工中でのことを御心配いただいておりますけれども、こちらにつきましては、それなりの防除と申しますか、工法を採用していきますもんですから、周りの方には御迷惑をおかけしないつもりでおります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは工法の問題で、地形的な問題、季節の特性というものについてはどうお考えかということをお聞きした。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 特性、いわゆる地形、風向ですとか、そういうことかというふうには理解しておりますけども、これにつきましても、それ相当の工法にて対応するというつもりでおりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんなの当たり前のことじゃないか。当たり前のことを当たり前のように聞いてって答弁されちゃったら何ともならへんわけだ。地域の特性を生かして季節の風の風向も考慮してと。そういうのを考慮するというのは具体的には何なのかと。何を指すのかということなんです。あなたが禅問答をやってもしょうがないわけなんで、要は、ここは一つの山の中の頂上部分というふうな理解ということと、幸田町は一時期を除けば年から年中北西の風が強く吹くのが地域の特性と。特に、これから秋から春先にかけては北西の風が吹いてくる。北西の風が吹いてきたときに、その地形からいくとこの位置というのはみんな風上ですよ。風下には深溝がある。そうしたときに、幾ら飛散防止をやって丸っきり囲っちゃって風が通らないということなら、それは相当頑丈なものをつくらないと……。一定、目の細かいメッシュ状のシートをかぶせて、中で飛散防止で水かけをやるだろうとは思いますが、噴霧状の水をかけて飛散防止という形になるけれども、そういう工法を含めて地元きちっとやってかないと、またあなたの言うように「地域の特性をちゃんと考慮しまして、季節風が吹きますが飛散防止でやってきますよ。」と言や、そんなものは今までの経過を含めてそんな今の町政そのものが信用されとりゃへんだもん。また口先だけと。それで済んじゃってからごめんなさいねという形では、やっぱりこの施設の関係から含めていくと難しいでしょうと。ですから、私はその時期というのはもっと率直に言うならば、年度末、年度内という形で対応できなければ、これは流す。予算を流してまた新たに3月の議会で翌年度の新年度予算に必要な予算を計上する。繰越だとかなんとかという面倒くさいことをやらなくて、やっぱり私はそのぐらいの腹づもりで地元対応をしなかったら、「もう予算執行がぎりぎりです、ここは一つ頼むわ、頼むわ。」という形でいけるかどうかどうかという点での懸念というものが出てくる。私は、そうした点から含めていけば、必要によってはあなた方の手落ちなんで予算の強行執行というようなことはせえへんとは思いますが、見通しがなければ予算を流し未執行にする。そして、新たな年度で予算を計上して組み立てをしていく。地元との話の継続は、これはずっと継続してかないかんわけなんでね。私はそういうことも視野に入れた形でやっていくべきだろうなということ私なりに考えている。

それともう1つは、問題は どうやって処理するのかと。あとは請け負った業者が考えりゃいいんだよということですが、ただ、そうしたときにそれは解体したやつはほかに害を及ぼさないように業者責任で自分のところで自家処理するでしょう。といったときに、ただそこが土地にそうしたダイオキシンを含めた問題が残っていくわけです。もっと極端なことを言うたら地下汚染もあるだろうと、土壌汚染もあるだろう。そういう問

題についてはどういうふうな対処をされるのか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 確かに、伊藤議員、丸山議員御指摘いただきましたとおり、順番が若干おくれておるということは深く反省しております。しかしながら、こちらのほうにつきましては、やっぱり予算承認いただきましたら地元で丁寧に御説明申し上げて、御理解いただいてやっていくという方針で臨みたいというふうに考えております。

それと、廃棄物の件でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる焼却炉内に含まれますダイオキシン、それから、スレートに含まれますアスベスト、こちらの2点が主なものかというふうに思っております。ダイオキシンの処理につきましては、これは特定産業廃棄物でございます。こちらは非常に厳重な処理をしなければならないということは法律で決まっておりますものですから、それなりの処理業者へ排出責任を持って処理をさせます。それとアスベストにつきましても、こちらは既に以前検査したところ非飛散性という、いわゆる飛んでいかない、割ってまかなければ飛んでいかないよというアスベストになっておりますものですから、ただ、それについても囲いをつくって散水をしてというような措置はとってまいりますけれども、そういう形で仕事を進めていきたいというふうに考えておりますが、それから、重なりますが地元にはそのような工法ですとか、そういうものを丁寧に御説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） アスベストの関係は飛散防止ということは当然ですが、ダイオキシンでも、これは結果的にはこそげてかないかんわけですよ。施設も炉そのものを解体するわけです。あのままそっくり持っていくわけじゃない。行って解体して、車で搬出をできるような形となると、施設の中のいわゆるダイオキシンのごごろって、一定かいちゃったもん。知らんどの間にかっかっかーとかいちゃって、いつの間にか持っていったってわけなんで、前なんかごぼごぼだったやつが前に行ったらきれいにしちゃった、いつやっただって、知らん。口ごもっちゃって。そういう経過があつてやられたものですから、アスベストについては皆さんもそれは飛散防止という形でやる。ただ、ダイオキシンの関係はそういう形でどうやられるのかなというのが一つは考えどころだなというふうに思っております。

それともう1つは、私は一番嫌いな言葉が丁寧にという。自民党がしょっちゅう言うわな。何か問題があつたら丁寧に説明、丁寧に言いながら何も丁寧にやっくらへん。要は、その場をどうやってごまかしていくかという言葉が丁寧にということでもあります。そうした内容も含めて、要は、今これからやっていこうというときに手落ちというのは、また今度は許される問題ではない。それはもうさんざん皆さんから言われてきたということと、もう1つは、ここの中で当時の町長が、「ここは最終的にはこの施設を生かしながら、南東の崖地でそこを幸田町が買って廃棄物の埋め立て処分場にするよ。」と言って、一定面積を買いましたよね。これは今、当時余り借地ということは言われなかったけど、ともかくどの道廃棄物の処分場だよという形ですから、多分、町有地でお買いになったと思います。今これはどれだけの面積があつて、どういうふうになつてるのか

と。いわゆる地目は山林だろうと思うけど山林だけなのか。要は、地積と地目と今後どうかするののかという点で答弁がいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） まず、解体工事です。ダイオキシンの解体工事の工法でございすけども、これは現場のほうを密閉、いわゆる焼却炉棟と作業ヤード、ここを密閉します。密閉して負圧集じん機をかけます。それで、その後、負圧集じん機を動かしながら湿潤、いわゆる湿らせてから洗浄を行います。洗浄水につきましては、現状から出ないように中で集水をします。その集水した水を今度いわゆる汚泥化をして、汚泥化したものを固体としまして、それを特定産業廃棄物として処理場のほうへ運搬するというところでございます。

それと、周りの環境の件でございすけども、こちらについても私ども心配でありましたもんですから、既に土壌調査、こちらのほうは発注をしております。まだ結果は出てきておりませんが、その結果を含めた形で地元には丁寧と言うと怒られちゃいますんで、慎重にお話をしていきたいというふうに考えています。

それと2点目、土地の件でございす。

こちらにつきましては、全体で先ほど議員言われたとおり山田がほとんどではございすけども、8,485平方メートル、こちらが町有地となっております。地目といたしましては、雑種地、山林、田、公衆用道路、こちらになっております。うち2,102平方メートルがいわゆる処理場の敷地でございますので、6,200平方メートルほどがいわゆる山沢という形になっております。現況もそのとおりになってます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが10分間休憩とします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、第51号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） この不燃物処理場の問題でございすが、これは本当、清水部長の並々ならぬ努力と町長の結団によってやっと今回動いたと、5年目にして動いたと。これはすごいことだなというふうに私としては地元もきっと歓迎しているんだろうというふうに思っております。深溝というところは、昭和38年から50年以上もいわゆるし尿処理場として幸田町のし尿処理のお世話をさせていただいておりますし、今話が出ております不燃物処理場も昭和53年からもう30年近く、二十八、九年ずっとそこで処理を続けておったわけですから、そういったもので幸田町の汚れ物やごみについては、一切深溝のほうで引き受けていたということがございす。一切というと叱られますが、そんなようなもんです。特に、この不燃物処理場に当たっては、計画当初はいろんな

地区が予定されておりました、候補地として。例えば、桐山が第一候補で、2番目が荻と西深溝で3番目が坂崎で、いろんな地区が予定されとったわけですが、どうしてもイメージが余りウェルカムな状態じゃないもんですから、最終的には逆川地区と言うんですか、市場地区がこれをお引き受けしようじゃないかということで引き受けたという経緯があると思います。そこで、今回その解体撤去に当たって30年近く協力をいただいた西深溝、逆川の地域の皆さんに感謝すべきであるなというふうに私は思いまして、町がそのような気持ちを持ってこの解体撤去工事を進めていただけるとありがたいと思います。

既に前の議員のほうから質問がありましたので、そのこのところを飛ばしながら聞いてまいります。撤去物に対する有害物質の調査、もう今発注されておるといふふうに聞きました。結果はまだ出てないと。ひょっとしたらその結果によっては、もっと重大な状態が起きておって、こんな3,000万円の予算じゃできんかもしれん。これはもっと大事なえらいことになつとる。地下50センチのところにはえらいことになつとるということがもし起きとれば大変だと思いますので、どんなような調査を誰に委託して、いつ結果が出そうか。その辺についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 環境調査でございますけども、工期といたしましては平成26年9月2日から平成26年10月17日までということでやっております。

分析項目でございますけども、カドミウム、ロッカクロム、シアン、水銀ですとか、そういういわゆるダイオキシンを含めてでございますけども、重金属の類いのものを一通りやらせていただきます。

発注業者につきましては、名古屋市の中外テクノス株式会社中部支社というところに発注をしております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今話があったようにアスベストを含むスレートです、物すごい量がありますが。それと、やっぱり焼却炉の中に残っておるダイオキシン、環境ホルモン、こういった化学物質、有害物質が当然含まれている可能性があるし、それが地上、地下のほうにも浸透しているような可能性があるわけですので、この検査の結果というのは、工事前に地元の方に説明があるかどうかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 私ども、万が一の場合、敷地内土壌までいじくらなければならぬような状況であるならばということをご心配して事前に調査をしております。したがって、正直に申し上げますと今見積もっておる工事費以上のものが出得る可能性も、いわゆる範囲です。整地範囲がふえるかもしれません。したがって、出せばということでございますけども、出なくてもこういう形でございますということとは当然地元にご説明申し上げて、御心配をかけないようにしたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 先ほども説明がありましたけども、不燃物処理場の焼却灰は埋め立

てすると、そういうことでありまして、その埋め立て用地として、先ほどの数字とちょっと違いますが5,129平米というだけの埋め立て用地を確保しとると、これは計画ですよね。そうして汚水処理用の池として700平米の土地を用意しますと、それで池をつくりますよというような当初計画があったような気がしておりますが、この2つについて現在どうなっておるのか、また、これを実際に使ったのかどうか、ここの部分の調査についてどうかということについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 当初では、先ほど伊藤議員からもありましたとおり、当時の町長はその沢について埋立地として計画し確保したというような経過があるそうでございます。しかしながら、現実的にはその沢は当時のままでございまして、いわゆるこの不燃物処理場からの排出物につきましては、いわゆる可燃性残渣で、これが灰でございますけれども、灰と不燃物、カレット。カレットは、びんですとか陶器を破碎したもの。こちらにつきましては、長野県小諸市の最終処分場、民間でございますけれども最終処分場のほうに搬出しておったということで、現実的には当初計画とは違う最終処分をしておったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ということは、あの敷地内には一切埋め立てしてないということで確認でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） いわゆる断層に下がっていく沢には何も入れておりません。アスファルトがある本体敷地の一部については、雑草を刈ったものを一部置いてある。いわゆる一般廃棄物処理場からの搬出物については出してはおりません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） その辺のところ、やっぱり少なくとも先ほど言いましたように29年あたりですか、それだけやっぱり協力をしてくれた逆川や西深溝の皆さんに、感謝の気持ちを持って安心して解体工事をやりますよとか、土壤汚染の問題についても丁寧な説明と、そういったことがきちとなされるのが大事だと思いますので、そういった意味での住民説明会というのを確実にもっていただきたいなというふうに思っております。

そして、その跡地利用のところの話なんですけど、先ほど逆川の区長との要望書がありますよというのがありまして、その中に具体的に言うと、その跡地利用の中の言葉の1つに「運動公園にしますよ」という活字が入っておりましたので、あの跡地は運動公園にするんだなというふうな認識を持って私はおったわけですが、そういう計画というのは今も生きておるかどうかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 申しわけございません。私の今手元にあります逆川区からの承諾書についての条件としては、先ほど申し上げましたとおり逆川区民の要望する施設に使用されたいということでございます。ただ、幸田町長からの一般廃棄物の設置届の計画の段階では、埋め立て完了後の跡地、いわゆる沢でございます。埋め立て完了後の跡地は緑を生かした運動公園とする計画でありますという、こういう話になってます。

ただ、それは埋め立て予定地であったということで、今現況では沢のままということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そのとおり計画段階では、埋め立て跡地の五千何百平米を含めて運動公園にしますよと。運動公園といえばそんな小さなもんじゃできるわけないわけですから、もう少し規模の大きなイメージとして私は捉えておるわけですので、そうすると、今もそういうしますよという計画があった以上、今も運動公園というのをベースにして下の深溝断層とのつながりを持って一つの一体型の公園施設にするとか、または、もっともっと地元のほうではこういうものが欲しいと言えばその要望を聞くなり、いずれにしても、そのまま更地にしましたよではいけないと、そういうふうに私は思っておりますので、あくまでも立つ鳥跡を濁さずでございますから、もう汚れ放しにしちゃいかんよと。しかも、こういうふうな自然環境を元へ戻した形で感謝の気持ちでこうしました、そういうふうに行っていくことが必要かと思っておりますので、ぜひ活字として載っております運動公園という言葉が消さないでいただきたいと私は思っておりますので、再度その辺についての考えをお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 議員おっしゃるとおり、具体的には地元と協議して検討しますというような表現にはなっておりますけども、御承諾をいただいたときにはそういう話であったというふうに考えております。合わせて、当地区につきましては、都市マスの計画ですとか、深溝のまちづくり研究会の計画ですとかいろんなものがございしますもんですから、まず、第一弾として町内の関係部課と協議をしながら検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 企画費、企画一般事業77万円、旅費についてお伺いをいたします。

10月10日と11日の島原市の島原天守閣復元50周年記念として招聘を受け、松平家ゆかりのサミット、深溝本光寺宝物展などを行うことが8月の協議会で出されました。そして、今回77万円の補正でございます。

出席者の確認をいたします。町長、教育長、議長、産業振興課長、企画政策課長、企画政策課長補佐6名と、三河万歳保存会5名の11名の旅費ということでございますが、出席者はそれでよいのか。また、三河万歳保存会の5名のメンバーは決定したのか。決定していればお名前をお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 出席者は今言われましたように、町長、議長、教育長、産業振興課長、企画政策課長、同課長補佐の6名と、あと三河万歳保存会から5名の合計11名を予定をしております。三河万歳の人選につきましては会にお願いをしておりますので、会員の中から選んでいただけないというふうに聞いておりますけれども。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 保存会のほうからメンバーを選んでいただくということでございますが、しかし、10月10日、11日って日にちも間近でございますので、また決定していればぜひともお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、平成22年幸田町は長野県箕輪町と岩手県住田町、また、岩手県の平泉町、東京の立川市と災害時相互応援協定を結んでおります。同じように、島原藩主深溝松平家によるつながりで島原市も同じような相互協定をお願いしたというふうに思いますが、当時は実現をいたしませんでした。しかし、その後平成25年、26年とさまざまな相互協定を行っているというふうに思うわけですが、また今回島原市から招聘を受けて行かれるということでございます。このことを見ますと、以前よりかなり友好関係が深まっているのかなというふうに考えておりますが、そういう考えでいいのかどうかということと、町長の所信表明にも長崎県島原市との姉妹都市の推進を検討しますとあります。検討から姉妹都市締結は進められていくというふうに考えていいのかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、三河万歳の関係については、またわかりましたらお伝えをしたいと思います。

それと、本町と島原市とは島原藩主深溝松平により深いつながりがあり、歴史を中心として交流を続けてきております。特に、平成21年の松平忠雄御所の発掘調査を機に、さらに交流は深まっておるといふふうには考えております。ただ、しかしながら歴史的に深いつながりがありますけれども、幸田町が島原市民に余りまだ知られてないということでもあります。今回の島原城の天守閣復元50周年記念、松平家歴史ゆかりのサミットに参加して本町の存在をアピールし、今後さらに歴史と文化の友好交流を深めるものでありまして、市民、町民がお互いに存在を認め合った段階で、また姉妹都市、友好都市に発展していくのではないかとこのように考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今言われました、まだ幸田町が向こうの島原市には存在を余り知られてないということでございますが、しかし、やはりどこでもそうですが姉妹都市を提携するときには、初めから全てを知った上でということにはなかなかないというふうに思います。特に、今回は本当にいい機会かというふうに思うんです。こういう機会があるからこそ、やはり姉妹都市の提携が結ばれていくのかなというふうに思いますので、この機会を決して逃さないようにしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、次に先ほど少し言いましたが、災害時相互応援協定を結ぼうとしていた市でございます。当然、姉妹都市の締結のほうが先なのかなというふうには思いますが、その後もやはり災害相互応援協定というものも結んでいただきたいというふうに思うわけですが、その辺のお考えについてお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 島原の関係につきましても、姉妹都市というような形で結んでいきたいということを申し上げているところであります。以前、私も2年ほど前に行った

ときの市長と今度の市長はおかわりになりまして、市長は、昔のルーツをたどりますと幸田から行った方だろうというふうに本人も言ってらっしゃいました。なぜかという、その店の屋号が三河屋という屋号なんです。今回の島原市の姉妹都市とか災害応援協定というのは、すべからく姉妹都市であろうが、災害応援協定であろうが同じであります。そういうお互いにその土地をよく理解し合いながら親交を深めていくということでありまして、特に今回につきましては、築城50周年ということで御招待をいただいておりますけれども、私ども幸田の殿様が福知山に行かれて、島原へ行って、それから豊後高田と。その4つの首長の一つのサミットの話もその中であるというふうに聞いておりますけれども、詳しいまだまだ詳細につきましては、しっかりまだ私は聞いておりませんが、そういう話も将来的に姉妹都市というのを大きく考えたのは、そういう方向がある程度見えてきているということでございますので、さらに、今水野議員がおっしゃったようにこの機会を逃さずぜひ進めてほしいという、私のほうもそのように進めてまいりたいと思いますし、島原市の総務委員会さんがもう早々にいらっしゃいます。島原市の総務委員の皆様方が幸田町を訪問いただきまして、また幸田町を理解していただく。我々も将来的には議員の皆様も。昔は議員の皆様に行っていた方があるわけでありまして、そのときも随分歓待を受けているわけでありまして、私のほうとしても十分島原お総務委員の皆様方、議長さんもいらっしゃるので、親交を深めていきたいというふうに思っておりますので、一つその辺も御理解いただきますように、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 総務委員会の方は9月25日に来られます。

それと、あと三河万歳の参加者でございます。会長の大熊さん、副会長の上野さん、会計の嶋井さん、監査の川澄さん、会員の藤田さんの5名の方であります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 災害時の相互応援協定につきましては、姉妹友好都市締結が結ばれた後、また、双方でそうした状況になれば考えをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 私も当時の文教福祉委員会、それで島原市へ視察に行った覚えがございます。確かに、向こうでは本当に歓迎をされて向こうの地元の新聞にも出させていただいたという記憶がございます。でありますので、やはりしっかりとしたいいいチャンスでございますので、このチャンスを逃さないように進めていっていただきたいというふうに思います。

それから今回、産業振興課長が同席をされるというふうに協議会のほうで出されておりますが、島原市との相互の産業振興への期待というのは、どういうものを期待されているのかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回、松平家の歴史ゆかりサミットの関連のイベントとしまして、3市1町の物産展が予定をされております。幸田町の物産の筆柿等をPRをして、

今後それぞれの市町で行うイベント等に特産品の販売など、産業振興に発展させるために参加するというごさいます。ただ、このゆかりサミットの中でどのようになるかわかりませんが、先ほど言いました3市1町の交流事業の一つとして、各市まちで開催されるイベントにおける特産品の販売を行うこともまた考えていきたいというふうに思っています。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも今回産業振興課長が行かれるわけでごさいますので、それぞれの3市1町のやはりイベント等にも、特産物をお互いに参考にしながらまた広めていていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、道路新設改良費、道路整備費2,000万円についてお伺いをいたします。

今回の補正は、生活道路等の整備工事費ということでございまして。春に行政区からの要望があると思いますが、現在どの程度整備されているのかということをお聞きするわけでありまして、さきの本会議で答弁されておりますので確認だけさせていただきたいと思ひます。

行政区から道路整備の要望が78件あり、その約4割が整備済みである。当初予算が5,000万円、今回の補正で2,000万円、合計7,000万円でこの整備を対応していく。そして、優先順位をつけ整備しているということでごさいましたが、それでよいのかどうかということと、その優先順位は何を基準としておられるのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） さきの一般質問でお答えさせていただいたように、今年度78件の要望が出ていると。それに対して、今回補正をお願いしております2,000万の補正で合わせて7,000万、さらに、交通安全費のほうも200万ほど補正予算を要求しております1,200万となりますので、合わせて7,000ではなく8,200万で交通安全も含めて対応していきたいということで、78件のうち45件が執行できる状況にあるんじゃないかということでもあります。実際に4月に新しい区長さんから要望をいただいて、5月に取りまとめを行い、そこから現場の確認とか、その施工性だとか優先順位と言われるようなものを地域のバランスも考えながら、上半期で当初予算分のおおむね7割部分です。3,500万程度を発注しておる状況でごさいますけれども、四半期はこの補正をいただきながら残りの部分を行いながら、トータルで8,200万ほどの事業を行ってきたいということでもあります。また、それ以外にも道路新設改良事業も要望などを受けながら取り組んでおまして、1億1,300万ほどの工事をやっていると。また、それ以外にも親切行政の要望です。これも今年度4月から8月末まで4カ月です。この中で、実際今親切の要望が207件ほど出ております。それに対して124件ほど処理が済んでいる状況であります。こういった内容もそれぞれ優先順位とかいろんな面がございまして、親切行政はすぐ行うのが基本ですので、ただ、現場の施工性とか民地であったりとか、いろんな面で協議しなきゃいけない部分がある場合はなかなか対応できないということで、これは全てに言えることですが、そういった優先順位も現場の施工性、現地の確認、またそういった面で時期的なもの、こういった

たものを総合的に勘案しながら対応させていただいているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に春だけの行政区からの要望だけではなくて、また随時親切行政のほうにも要望が入ってくるということもわかっているわけでありますが、やはりその現場の施工性があるかどうか。また、本当に現場を確認されて優先順位をつけていくということで今お聞きをしたわけでございます。

町道に関してお伺いをするわけでありますが、町道の管理責任者は自治体でございます。町道はやはり歩行者や車、また、そこに住む住民が安心して生活、通行できるように整備する。そしてまた通行が妨げられているような状況にあるならば、それは指導していく。それで間違いないかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどの要望に対してということで、さきの一般質問でもお答えさせていただきましたように早目に取りまとめをしながら、また、次年度への予算編成、こういったものにもしかり前もって準備をしながら、なるべく当初予算がそのまますぐ早期発注ができるようなそういった体制を整えながら進めていきたいと考えております。

それと、今後段で御質問にありました道路管理者へのものもございますけども、これもいろいろ行政区からいろんな面で道路管理上の問題のある道路占用とか道路使用、こういった部分を違法にやっておられたりというようなことがございます。こういったものは、先日、私も通報いただいたものを現場を確認いたしまして大変危険な状態にある地区がございます。こういったことに対しては、しっかりその事業者、企業のほうへしっかり説明をさせていただきながら、また、こういった企業を地元との共存と言うか、実際にはいろんな面で周りに迷惑をかけたり、また、事故が発生するとこれは道路管理者のみの責任ではなく、実際、道路管理者の責任にもなりますけども、いわゆる事業者側の企業のほうの占用者側としての責任も係ってくるので、企業としてもしかり対応していただきたいというふうなことも私自身もその事業者のほうへお伝えしながら、また、ほかにもこういったものがあると思いますので、こういった適正な処理を口頭で申し上げながら、また、文章にて出しながらというような形で対応していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、少し部長も言われましたように、道路を占用している、また、無断で使用している、そういうところがあるわけでございます。例えば、私の地域でございますが、朝の8時過ぎぐらいから夕方6時ぐらいまで、約10時間ぐらい不法にコンテナが高く詰まれ、道路にも並べられ、住民の生活が脅かされてもおります。そこは通行量も多いし、子どもたちも通る町道でございます。自治体は町道の管理者でありますので、権利管理者として指導していく。今部長も言われましたように、地元との共存をしていただけるように話をする。また、事業者側の責任もありますので、口頭とか文書で伝えていくということでもございましたが、そういうことを現実にされたということで認識をしていいのかどうかということをお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） こういった問題、たまたまその1件、私どもも直前でございましたので、これに対しては具体的にそこの責任者の面談いたしましてつけてございます。それと、文書についても昨日付で文書でこういった通告を行いながら注意をするように。また、文書で出せばそれに対する対応もそれなりの文書、今後の計画、すぐに対応できないということもあるかと思うんですけども、こういったものをすぐ対応できることと、また、多少土地を含めて検討する、こういったものも社内ですっかり検討した上で回答いただきたいというふうなことを私自身も実際にその企業のほうへ出向きながら説明をして通告をしてある状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） そういう対応をしてくださったということでございます。実際に、本当にそこの現場のところを見ますと、住民からはリフトが車の道路を占用して自分の車とぶつかりそうになってひやっとしたという、そういう声も聞いております。また、多分その中にも入っているかというふうに思うわけではありますが、同じ工場の隣には自動販売機が設置をされております。自動販売機は当然設置者の敷地内に設置するものでございます。しかし、そこはU字溝の上、また路側帯の上に乗っております。完全に道路を占用しているわけでございます。そういうことで歩行者、また、車の通行も妨げていることではございますが、これらのことも文書の中に入っているかどうかということ再度伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 同じく、この地区に自動販売機が確かにいわゆる公有地、その上に一部係りながら置いてあるということで、これも違法行為でございます。こういったものを実際には自動販売機の設置者、これはその企業ではなく自販機のほうの設置者のほうへ直接これは口頭ですけどもお伝えしながら、また、その企業が利用されているという自販機でもあるものですから、そういった面でもその対策は企業のほうに、これは文書ではなく口頭で行っておりますけども、そういったものも両面から、いわゆる自販機業者のほうと、また企業のほうと両方に今伝えている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 自販機の設置者に対しましては、幸田町にはたくさんの自販機がございまして、その辺のところ、うちはたまたま近所にあったからわかったわけではございますので、設置者に対しましては、町内全域に対しましてもきちんとその辺の注意を口頭でお願いしたいというふうに思います。あの地内は、今から本当20年ぐらい前に幼い子どもが自動販売機で買っているときに、自販機の前でトラックによって幼い命を奪われたという悲しい事故がありました。それからは当たり前ですが、道路から離れたところに必ず自販機は設置されておりますので、素早い撤去をよろしくお願いを申し上げます。

それから、内池地内は準工業地帯と聞いております。現在も数カ所の工場があります。共存していくということも私たちが十分わかっております。今では本当に一戸建てもふえて住民も多くふえております。共存ということで企業とか工場があることを私たちは

責めているつもりは決してございません。しかし、住む住民がやっぱり安全で安心な日常生活が送られるような、そういう道路整備と合わせて道路の管理者としての指導をしっかりと行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、非常備消防費、消防団の運営事業90万についてお伺いをいたします。

今回は消防団詰所の機械器具購入費として、テレビとか、その他備品ということで説明を伺いました。その件について、テレビ等はどこの分団に置かれるのか。また、ほか備品というのはどういうものを購入される予定であるのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今議員の言われた自動販売機です。これは町内にいろいろありますので、こういった部分、道路占用していないかどうか、そういった部分を点検をしたいと思います。特に、今議員が言われた箇所です。これについては過去に事故があったと。しかも、その企業が利用しておる自販機ですけども、周りの方もそういった面で使われる。また、子どもさんもそういった自販機を使われるということになれば、当然そういった待機スペースというのは当然のように必要になってくると思いますので、こういったことも踏まえてしっかり指導していきたいと思っております。また、今この地区につきましては、委員が言われたように昭和45年の市街化区域線引きから工業地域という設定をされてまして、また、区画整理も昭和58年から行って平成2年に完了してるんですけども、こういった地区の中で住宅がありながら工場も建っているという混在地域となっています。しかも、一部の地区では道路を今言われたように、作業スペースのように道路に油が乗っておるような状態というの見受けられます。こういった面では、本来ならばこういった工場をどこか中小企業団地として移転するとか、そういった面が抜本的な解消が必要なのもかもしれませんけども、これはそういったことを言っても人の命にはかえられないということもございますので、道路管理者としては早急に対応できること、今申し上げたような事業者への協力を求め、注意を喚起し、道路管理者だけでなく企業責任もある程度あるということも踏まえて指導をしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 機械器具の詳細ということでございますが、今回、購入配備いたしますのは32型液晶テレビ、そしてテレビ台、そしてブルーレイレコーダーを消防団各地にあります8カ所、全ての詰所に購入配備するものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ハイビジョン32型のテレビを全分団8カ所の詰所に今回設置をするということでございます。また、それに係る備品等も購入ということでございます。今回、分団にこのようなテレビを新しく設置するわけでございますが、例えば、詰所に詰めた団員たちが何か災害があったときに、そのテレビから情報を得たりだとか、また、自分の地域だけではなくてさまざまな地域からの情報もそういうもので得られるかなというふうに思うわけでございますが、例えば、消防団の方々の詰所に対してのまだまだ整備されてない備品、そういう要望があるのかどうかということもお聞かせをいただき

たいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 要望につきましてですが、今週の日曜日にも消防団の役員会が教練会の訓練の後にございました。そういった中で、平成27年の予算に迎えて消防団員の皆さんに、特に役員の皆さんですが、次年度の要望ということで何かないかということで御提案をさせていただいております。特に、昨年の末に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律等ができて、その中で消防団の装備品の充実等々もございまして、そういった中で今後消防団の要望にそったものを順次装備をしていきたいと考えておりますが、現状のところまだ要望ということでは出ておりませんが、消防団の方だけではなく、こちら消防本部としても何が必要かということを考えながら予算に反映させていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、池田君の質疑を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） それでは、私は1点だけお伺いするものでございます。

団体営土地改良事業の中で、農業地の確認システム委託料、これ28万円ついております。新規事業でございます。それで内容をどういふものかお聞きするものでございますけど、この団体営土地改良事業、大変、私の承知しているところでは19年に農地水環境保全活動ということで発足したように記憶しております。そして、24年に農地水保全管理支払交付金という制度を変更したというのか、変えたと記憶しております。そして今年度、多面的機能支払交付金ということで、さらに制度改正したと思っております。そこで、この内容ですけど、幸田町に組織20団体ほどありますけど、これが進みましてどうしてもこの内容がわかりにくいということで前回説明がありましたけど、まだまだそこにはいってなくて、もう一遍どういふことかということで、私も実はわかりませんので農業地の確認システム委託料の内容をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 先ほど、池田議員のほうがおっしゃったとおり、制度が3回、19年、24年、26年と変わってきております。今回、多面的機能支払交付金制度という形でございます。こちらにつきましては、基本的には水路、農道、ため池及びのり面等の供用部分の維持管理、多面的機能を維持、継続するというところで、地域で共同作業を行う活動費ということでは根本的に前回とは変わっておりますけども、今回の多面的機能支払交付金制度によりまして、いわゆる活動費の交付金額の単位当たり金額が変わりました。これはいろんな要件がございまして、それによりまして今までは職員、あるいは地元の方たちが現地に行きまして確認野帳と言うんですけども、写真を撮って、延長を図ってというような形で済んでおったわけですけども、本来は農用地を保全するための共用部分の維持管理ということでございまして、交付金は農業地が一反当たり幾らというのが基本になってきます。よって、今回からは農用地がきれいに保全をされておるか、そういうことを確認をするという作業を行うということが新たに

ました。それによりまして、今回農用地確認システムを開発する委託料の補正をお願いしておるわけでございます。これにつきましては、いわゆる現地農業システム、いわゆるタブレットへの地図情報を今現在ある農業地管理システム、農業委員会が持っておりますけれども、こちらからタブレットへ移し変えまして現地で一筆ごと確認をします。そして、作成した農業地確認情報システムを事務用のパソコンへ入れまして、必要データを作成して、県ですとかそういうところへ送信をする。それで、いわゆる現地確認の供用ができるということでございます。具体的な中身につきましては、モバイル型端末機、これを3台購入をさせていただきます。それと、先ほど農業委員会が持っております農業地確認システム、こちらからタブレットへの移動ができるようなシステムを開発をさせていただきます。費用としてはおおよそ50万円を見込んでおります。なお、歳入のほうでございますけれども、県補助金として農林産業県補助金、農地水環境保全向上活動補助金として2分の1の補助率25万円、こちらのほうの歳入もでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 農業施設ということで池とか用排水機場、また、パイプラインには回収路もあるし、ため池もございまして。これはそうすると農業地に限って適用されるのかどうか。

それともう1点、既存の農地地図は、このシステムはパソコンへ入れてということでしょうか。もう一度お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） いわゆる農業用施設、先ほど言われたとおり排水機場ですとか農業ため池ですとか、そういうものは今回から、いわゆる軽微な維持管理として長寿命化の対象となりますので、当然そちらのほうの位置情報も落として、施行された場合につきましては落としてまいります。また、今までどおり農業用排水路畦畔の管理、こちらのほうにつきましても情報として入力いたします。

それと、今現在、農業委員会の農地管理システムというのがございます。これは農業委員会単独で持っていますものですから、これに対してGPS機能を持ったモバイル、今回これを購入いたしまして、現地に行き操作すれば、この圃場はどこだということがすぐ確認できて、これが良好な状況であるという確認野帳のかわりとなるというものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 先ほどお伺いしました池とか用排水機場、また、パイプライン等は長寿命化のほうで面倒を見てもらうということで承知いたしました。

そして、現地へ行かなくても、要するに、今まで組織の人が現地へ行って使用前、使用後の写真を撮って、こちらの役場のほうへ持ってきて職員に了解を取ってやっていたんですけど、その辺の管理の辺はどういうふうに変更になったかということをし教えていただけたらありがたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 今までお願いしております共同作業、こちらにつきまして

は、あくまでも今までと同じということで現況写真等、出来高等は確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。今回のタブレットにつきましては、農用地が良好に維持管理、いわゆる生産をされておるかということの確認でございますので、これは新たなことということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時53分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 歳入で、社会保障・税番号制度システム整備費で総務省分の補助金が1,468万円、そして、厚生労働省分の補助金が755万9,000円、合わせて2,223万9,000円が計上をされております。これは、いわゆるマイナンバー制度でございますけれども、このシステム整備費によって住民生活、あるいはどう変わるのか。この点についてお尋ねをするものであります。

それから、この整備にかかわって言えば、歳出におきましては電算で98万1,000円、国保で120万円、介保で280万、後期高齢で120万、合わせて618万1,000円が歳出予算として計上をされているわけでありましてけれども、差額分というのはどうなるのか合わせてお答えがいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） マイナンバー制、社会保障の税番号制度でございます。

これにつきましては、庁舎内でいろいろな課が関係をしておりますので、プロジェクトチームをつくって進めさせていただいております。その中で、この法律につきましては平成25年5月24日に議決をされまして、公布が5月31日、施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲ということで、最大でも平成28年5月31日までに政令でその日が決められるという内容でございます。マイナンバー制度というのは、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための社会基盤、インフラでございます。社会保障・税制度の効率化、透明性の確保と国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に向けて国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度でございます。

その中で、住民にどのようなメリットがあるのかということでございますけれども、これにつきましては、先ほど言いました社会保障・税において給付と負担の公平化が図られるということや、真に手を差し伸べるべきものの発見が可能になると。例えば、被災者情報です。そういうものの発見が可能となるということと、あと申請等における添付書類です。住民票、所得証明等の省略により町民の利便性が向上するというようなことが考えられると思っております。

あと、総務省分の関係でございますけれども、歳入の1,475万円が交付決定で来

ておるわけですが、補正額としては1,468万円という内容でございます。その中で住民基本台帳システム、これにつきましてが570万円、地方税のシステムで669万円、あと中間サーバーで98万1,000円でございますけれども、この98万1,000円が歳出の98万1,000円に対応しておるものでございます。あと、団体内統合利用番号連携サーバーということで200万円が1,475万円の交付決定の内訳としてはそのような内容になっております。交付決定額との差としては、補正額は1,468万円ですので7万円ほどの差があるわけですが、内容につきましては先ほど言いました住民基本台帳システム、地方税のシステム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバーというようなシステム改修が総務省分でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 部長の答弁ですと非常にメリットがあるようなことを言われるわけですが、しかしながら、このマイナンバー制度におきましては個人情報、いわゆる税も社会保障も一緒になって一体管理するというものでありまして、非常に住民を監視する仕組みになっていくものでありますが、そうした点からして、この差額につきましては、この歳出の中で全て賄い、そして国費で賄い、これが稼働するのはどれぐらいになるのかお尋ねしたいというふうに思います。

次に、横落住宅の改善工事の内容についてであります。

横落住宅におきましては、1,200万円をかけて外壁の改善工事を行うものでありますけれども、これはいわゆる前々から要望、要求などをしてきたわけですが、ようやく今回の中で対応されるというものであります。また、同時に横落住宅の中におきましては、室内のカビが大量に発生をするということもございまして、湿気対策も要求をしてきたところでありますけれども、今回、この湿気、カビ防止につきましては、どのような調査をされ、また点検等を行っているのか、合わせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回のマイナンバーに伴うシステム改修でございます。これにつきましては、今現在では3カ年で実施をするという形で今年度、27年度、28年度という形で改修をし、来年度以降ちょっと費用的な面がまだ不確定でございますけれども、まだ27年、28年で1億円程度かかるのではないかとというふうに予想しております。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 町営住宅の補正予算の関係でございます。

町営住宅は、昭和57年にプレキャストコンクリートの4階建てで16戸分、それとまた、平成4年には鉄筋コンクリートで4階建ての8戸分がございしますが、これを社会資本整備総合交付金を活用しまして公営住宅等ストック総合改善事業というもので、当初予算でまず1棟目をとり行う予定をしておりましたが、国の内示がございましたので残る1棟についても行き、今年度この補正を受けまして2棟全てを外壁改修を行うというふうな中身でございます。その内容につきましては、外壁の外断熱を北側の壁とか東西、南を除く壁、こういったものと屋根です。屋上の関係の防水、また断熱関係を行っ

ていくというふうな計画であります。これについて、実は議員から言われるようにカビの問題が結露が要因であるということで、平成18年に横落住宅につきましては一部施工をしてございます。その施工の結果、かなり効果が見られたということもあって、今回、神山住宅が今終わっているわけですが、今回、大規模に社会資本総合交付金によって横落住宅を改修していくというふうな形になっております。こういった施工に当たっていろいろな利用者のアンケートとか、また、施工前の調査、点検などを行ってその効果を見たいなということでもあります。ちなみに、完了しました神山住宅でもアンケートをとってございまして、これは抽出アンケートなんですけども6月に実施しております。そういった中では、63戸の回答の中で結露が少なくなった方が8件、63件のうち8件が結露が少なくなった方がいらっしゃるということです。あと、カビが生えにくくなった方が11件、また、エアコンの効率がよくなったとか、外部音が気にならなくなったというふうな方も数件いらっしゃるというような面で、こういったアンケートによっていろいろ集計をとりながら行っているということでもあります。点検については、今水回り含めて町営住宅の古いほうは30年以上経過してるという状況でございます。途中いろんな面で改修を行ったりしておりますけども、今自治会長を通しながら、こういった実情の中で今のカビの問題を含めて、ヒアリングをしながら状況把握をしていきたいというふうに考えている状況でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） マイナンバー制度につきましては、まだあと1億円程度をかけて整備をしていくというものだという理解をするわけでありまして、しかしながら、この制度につきましては住民の個人情報が一元管理ということで、税と社会保障を一体的なものとして捉えていくというものであります。その点におきましては、メリットを言われましたけれども住民にとっては個人情報が国によって管理されてしまうと、こういう内容のものではないでしょうか。

次に、横落住宅につきましてはアンケートということでもありますけれども、現在、カビの発生、結露、この点で改善を望む声というものの把握というのはやられているのか。また、中の点検はされたかということでもあります。そうした点検をした後、外壁工事、防水工事を済ませて再度点検をしていく、こういう確認作業が必要ではなからうかというふうに思うわけでもあります。それから、現実にカビが発生をして黒くなってしまったところもあるわけですので、そうしたところの改修、これについてはどのようにしていくおつもりなのか伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） マイナンバー制度でございますけれども、当然、個人情報ということでございます。番号法によりまして第9条では別表1を規定をしまして、98項目の内部利用の範囲を決めておりますし、また、外部への提供、これにつきましては原則禁止という形をとっております。これは番号法の第19条で規定をしております。原則禁止という形で、例外的に別表でそれぞれこういうものは例外的に提供してもいいというものを120項目ほど挙げております。このような形で個人情報の管理については

十分注意して進めていくというような形で法律の規定もありますので、それに沿って個人情報等の管理には十分注意していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 実際にカビなどの、いわゆるお声をいただいております。実は、私も町内会、自治会長のところにも訪問させていただきながら中身を見せていただいております。そういった中でも、これは30年経過しているもので、その中の北側の部分の部屋、お風呂とかトイレなどは一部内装を変えたりして、これは町のほうで行っていると思いますけども、そういった経過もございます。この自治会長の部屋は良好でございましたけども、そのほかの方も含めて、また自治会長の部屋でもやはり黒くカビが一部見られるなというところ辺は若干しっかり見れば出ておりますので、こういったものを今、例えばこういった面では草刈りとかクリーン活動も横落住宅の中で行っていますので、そういった中で御要望などを聞くようにして、また実際にその要望がいつ今週も上がってきておまして、実際に床の膨らみとかそういった面もございます。こういったものも一度状況を把握して、これを計画的に直していく。苦情があったところだけを直していくというわけじゃなく全体を見ながら行っていく。そういった面では議員の言われるような訪問して点検とか、そういった面を望まれていると思います。この辺を今横落住宅、これから工事に入っていく上では二十数件ですので、そういった面では確認しながらやって行きたいと思いますが、あくまでもこれは個人の居室ということになりますので、余り中に踏み込んでというのも制限があるかと思えます。基本的には自治会長を通じていろんな面で具合などを聞き取りしながら、またそういったものがあつたところを実際に見学しながら、またその点検をした中で、この壁でこういった状況なら隣の部屋もそうじゃないですかというふうな形で、いろんな面で広げていながら点検を入居者と合同で行っていくような形で、プライバシーもございます。そういった面も配慮しながら取り組んでいくようにしていきたいと思えます。いずれにしましても、この外壁工事を今年度は行っていくしますので、足場の工事とか入居者にもいろんな面で不安を与える部分がありますので、これはしっかり説明をした上で行っていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 26年度の予算の大綱と施政方針、こういうものがことしの3月3日に本会議で町長からるる説明がございました。その中で言われてきてるのは、「リーマンショック前の平成19年度、93億円から10億円もの大幅な減収の状況であります。予算編成に当たりましては、慎重な対応で臨んでまいりたい。」と、こういうくだりがあるわけですが、こういうのは言ってみれば、リーマンショック以降枕言葉なんです。これは一番使い勝手がいいし、結果的にあとがどうなろうとこうなろうとそのときはどうなんだという形で、特に大須賀町長になってからそれが顕著になってきた。それは当初予算で少なく見込んで補正予算や決算でどーんと出して、みんなどこへ行くかといったら基金にどんどんどんどん積んでくわけだ。そうすると皆さんの、町民の関係か

らいったらどういうものが生まれてくるのかという、こういう問題があるわけです。ですから、結果的には施政方針と。今日この関係、9月の補正予算の段階で見ましても、町税の関係だけでいきましても施政方針で言った93億と言っておったのが今92億です。1億円しか違わんと。結果的にそういう税がどぼんとできてきてどこへやったかといったら、みんな基金に積んじゃつとる。だから私は仕事せずと言う。いうことですが、ともかく結果的にこういうのが出たときに、あなた方は結果論は幾らでも言える。しかし、予算編成やら施政方針で我がまちの今年度の予算はこうあるべきだと、こういう大上段に構えておるわけです。そうしたときに結果としてじゃなくて、こういう補正予算を提出をされたことについてはどういうお考えなのか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の補正、特に法人町民税につきましては、大幅な増をお願いをしておるところであります。率直に申し上げまして、当初予算策定時以降の企業業績の伸び、こちらにつきましては、円高の進行等も含め私どもの積極的な読みができなかったということを感じておりまして、その責任も非常に痛感をしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 企業業績の大幅な伸びだよということの一つの背景の問題として予定納税というのがあるんですよね。今回、この補正の財源の法人の関係ですが、予定納税というのは相当な金額に上る。その予定納税された金額はどれだけですか。修正申告は1,600万円ということですから、予定納税の関係はどれだけ入っておりますか。今あなたの言われたような大幅な増収だと、ということと、予定納税がイコールになるものではない、性格的には。そこら辺はどういうふうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回、予定納税が今年度中に見込まれるというところまで、今回9月の補正の中に含めさせていただいております。恐らく11月末ぐらいにはという感覚で見込んでおります。その金額といたしましては2.8億をもとに積算をしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 予定納税するに当たっては見込めるなら幾らでもしてみよということではないですよ。その企業が見込める法人税収の半分が限度ということが言われております。そうしますと、この2億8,000万が予定納税として今現在計上されておりますよということになりますと、私の計算の仕方がいろいろ計算方法があるわけだけど、またさらに12月、3月も出てくるわな。予定納税じゃないですよ。予定納税じゃなくてあなたの言われたように大幅な増収が見込めるよというのは、これは予定納税というものの性格からいくと若干違うというふうに私は受けとめてる。そういう点からいって、12月にやるとまたわ一つとくるもんで、年度末にひやっとやったら時間がないもんでいいじゃないかというのがあなた方の今までのやり方ということからいくと、私はそういう点でいくとまだまだ、わーと言って、オオカミ来るぞーと言って10億円減収だと言っておきながら、もう1億円しかすき間がなくなる。さらにこの年度末でいけ

ば、3月の段階ではひょっとすると93億を超えるかもしれないという状況に来たときに、施政方針というのは一年間こういう施策を基づいて運営していきますよ、行財政運営しますよというのが町長の施政方針という点からいったらどう見とるんだと。これは出たとこ勝負だがや。施政方針だなんて方針なんか掲げんでもいい。もしも掲げなかったら出たとこ勝負で幾らでもやりますよと、このほうがすっきりしとる。施政方針で大上段に構えて、上下着て、じゃによって我がまちはなんて言っとらんでもぼろぼろじゃない。もう9月の段階でそういう答弁。だから、要は今度どういう形で進めてくのか。金がない、金がないと言いながら、金はあるけれども皆違うところへ持っていっちゃう。あるわけじゃないじゃん。ここら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今見込める中身につきまして、最大限この9月で補正をさせていただいております。12月、あるいは年が明ければまたという部分までは、まだ見込めてはおらないのが事実でございます。施政方針の中で19年度の例を挙げて93億円というこの背景につきましては、町税が22年、23年につきましては74億、76億のレベルまで下がってきた、そうしたことで回復基調にはあるものの、まだ少したづなを締めて当たっていきたいということの表記をさせていただいたところであります。今回、こうした大幅な増を見込むということができなかつた部分につきましては反省をし、これからまたさらに広い視野を持って次年度、あるいは方向性については改めて慎重かつ的確な読みという形で考えてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 地方自治法は、見込める財源はいわゆる初年度できちっと予算に計上して、その計上された予算が住民の福祉向上に役立てて使えよと、こういう形の中で総計予算主義というふうに言われております。幸田町の総計予算主義というのは、結局当初予算とか何か、要は、総計予算主義じゃなくて総計決算主義だ。決算でこうなったよというだけで予算に乗せとるんじゃないということが私は言えるだろうというふうに思う。それと合わせて、この施政方針の中でこういうことを言っておりますよね。「プライマリーバランスを堅持し、公債費の縮減を図ってまいります。」と、こういうのも施政方針の中に述べられております。

そこで町長にお尋ねするわけですが、私が一般質問で町長にプライマリーバランスとは一体なんですかというふうにお聞きをいたしました。町長の即答はなかった。若干言いよどみがあって、若干どころか言いよどみがあって全然違うことを言われたわけ。ここで改めてお聞きする。プライマリーバランス、施政方針の中にも載っております。これはどういうふうにお考えですか。どういうふうに皆さんに説明をし、御理解を求めるような内容なのか町長からの答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） プライマリーバランスということで、いろんなそういう一つの指標として話が出てくるわけでありませうけれども、財政運営に当たってバランスよくそれぞれの財政負担をしていく上において、負荷が余りかからないで将来を見通した形の財政運営ができることを一つのプライマリーバランスと言いますか、一つのバランスとし

て考えていくということだというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、この施政方針のありますように「プライマリーバランスを堅持し、公債費の縮減を図っていきます。」と、こういうのがあるんですね。プライマリーバランスと公債費を対置しながらこのことを言われておるということは、あなたの言われた今の内容とこの施政方針とは食いつかんですよ。結局、あなたが私の一般質問に答えてどういう形でものを言われたのかということ。これは私自身が一般質問の中でぱっと走り書きしたんで、町長の言わんとすることの内容と若干どころか大きくずれるかどうか、それはあなたの受けとめ次第で、私が言ったのは、町長は「プライマリーバランスとは優先的に財政運営をしていくことだ。」こういうふうに言われたというふうに私は書きとめております。したがって、そうするとあなたが今言われた「財政運営に当たっては、バランスをとりながら負荷がかからないような運営をしてください。」と、こういう内容ですよ。そうすると、お聞きをするたびにころころころころ変わってくるのがプライマリーバランス、こういうことになるんです。それでよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は別に変わってないと思っておるわけですが、財政の健全化を図っていくためにおいての一番基本となるのがプライマリーバランスだということでありますので、それを堅持しながらやっていくということはいささかその方法は変わってないというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今言われた内容を別な形で言うと、町長のたまたま26年度の施政方針、あるいは予算編成方針の中には出てこないわけですが、過去の関係からいうと出てきとる。それは財政規律だと。財政規律を保ちながら予算編成をしますよということと、今あなたの言われた内容とはリンクしそうですがリンクはしない。ですから、財政運営とプライマリーバランスとは質が違うけれども、よく似てるけれども、あなた方が使い勝手のいい言葉をそのときそのときの状況に応じて言われているなというふうにしか私は受けとめられない。といったときに、プライマリーバランスとは何なのかと。財政規律とは何なのかと。ここら辺は説明していただかないと、いいように使ってもっともらしい言葉を言っときゃちょろっとだまされるという言い方が適切かどうかはともかく、だまされるということはともかくとしまして、ふうーと入ってっちゃうんです、言葉として入って行ってしまふ、プライマリーバランスを堅持し、財政規律を確立をしながらと言え、ごもつともだと。それじゃ何だと。こういうことになるんです。説明していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 説明はするほどあれじゃないですけども。特に財政規律というのは、放漫経営をしないという一つの指標であろうというふうに思っております。秩序正しい運営がされるようにやっていくのが正しい財政規律だというふうに思っておりますし、プライマリーバランスになりますと基礎的な財政収支だとか、財政質の状況をあら

わす一つの指標としてのプライマリーバランスであるということだというふうに思っております。そのプライマリーバランスということで赤字であったような場合につきまして、新たにまた借金をして重ねるようなことのないように、将来の世代に負担を転嫁することのないようにと、そういうようなのが一つの指標であろうというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りします。

本日の日程はこれまでとし、認定議案第1号以降の質疑は9月19日に繰り延べたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、認定議案第1号以降の質疑は9月19日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会とします。

次回は、明日9月19日、午前9時から会議を再開しますので、よろしく願います。

長時間、御苦勞さまでございました。

散会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年9月18日

議 長

議 員

議 員